



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○ 沖縄県行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	1
訓 令	
○ 沖縄県新石垣空港建設事務所設置規程（人事課）	51
○ 沖縄県職員服務規程等の一部を改正する訓令（人事課）	51
○ 沖縄県職員表彰規程の一部を改正する訓令（人事課）	54

規 則

沖縄県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第5号

沖縄県行政組織規則等の一部を改正する規則

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

第1条 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1款 東京事務所（第114条・第115条）を
第2款及び第3款 削除」

「第1款 宮古事務所及び八重山事務所（第114条・第115条）

第2款 東京事務所（第116条・第117条）に改め、

第3款 削除」

「第7款 削除

第8款 支庁（第125条の21—第125条の25）」を削り、「（第171条の2・第171条の3）」を「（第17

1条の2—第171条の4）」に改める。

第5条中「法第155条第1項又は」を削る。

第15条中第27号を第28号とし、第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 宮古事務所及び八重山事務所に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第21条第3号中「第115条第8号、第123条第10項及び第125条の23第13号」を「第115条第7号、第117条第8号及び第123条第10項」に改める。

第23条第9号中「支庁」を「宮古事務所及び八重山事務所」に改める。

第32条の5第18号を削る。

第108条から第110条までを次のように改める。

(用語の定義)

第108条 この章において「庶務に関する事」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 職員の身分、服務、給与、福利厚生等に関する事。
- (3) 文書の收受、発送、保存、その他文書の管理に関する事。

- (4) 当直、庁中の取締り及び管理に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 公有財産及び物品に関すること。
- (7) 支出負担行為の確認及び現金の出納に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、庶務的事務に関すること。

第109条及び第110条 削除

第3章第3節第1款から第3款までを次のように改める。

第1款 宮古事務所及び八重山事務所

(名称、内部組織、位置及び所管区域)

第114条 沖縄県行政機関設置条例第1条の2第1項の規定により設置された事務所の名称、内部組織、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	内部組織		位置	所管区域
	課	班		
沖縄県宮古事務所	総務課	総務振興班 出納管理班	宮古島市	宮古島市 宮古郡
	県税課			
沖縄県八重山事務所	総務課	総務振興班 出納管理班	石垣市	石垣市 八重山郡
	県税課			

(所掌事務)

第115条 事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 所管区域内の出先機関（以下この条において「各所」という。）の連絡調整に関すること。
- (2) 地域開発の調整及び推進に関すること。
- (3) 消費生活等に関すること。
- (4) 広聴、広報及び連絡に関すること。
- (5) 青少年対策及び交通安全対策に関すること。
- (6) 所管区域内の一般旅券の発給に関すること。
- (7) 所管区域内の職員住宅に関すること。
- (8) 地方災害対策に関すること。
- (9) 離島町村等からの救急患者搬送の依頼に伴う業務に関すること。
- (10) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気用品等の取締りに関すること。
- (11) 商工及び観光振興に関する企画及び調整に関すること。
- (12) 地場産業の振興対策に関すること。
- (13) 商工会議所、商工会、観光協会その他関係団体との連絡調整に関すること。
- (14) 労働組合、労働関係調整及び労働相談に関すること。
- (15) 職業能力開発等に関すること。
- (16) 計量検定に関すること。
- (17) 県資金の出納保管に関すること。
- (18) 各所に係る県税外諸収入の審査及び収入に関すること。
- (19) 各所の支出命令の審査及び支払いに関すること。
- (20) 各所の物品の調達、配布及び管理に関すること。
- (21) 収入証紙の受払いに関すること。
- (22) その他各所の示達予算の経理で会計管理者から命ぜられた事項に関すること。
- (23) その他各所の所掌に属しない事務に関すること。

- (24) 県税の賦課及び徴収に関すること（第122条第2項各号に掲げる事務を除く。）。
- (25) 徴収金の出納保管に関すること。
- (26) 徴収金に係る過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (27) 徴収簿、出納に関する帳簿等の管理及び記帳に関すること。
- (28) 徴収金の滞納処分及び納税証明に関すること。
- (29) 犯則取締り及び過料に関すること。
- (30) 徴収金の徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止並びに不納欠損処分に関すること。
- (31) 徴収金に係る決算事務に関すること。
- (32) その他県税に関すること（第122条第2項各号に掲げる事務を除く。）。
- (33) 庶務に関すること。

第2款 東京事務所

（設置、名称、内部組織及び位置）

第116条 国の府省その他関係行政機関、関係団体等との連絡及び調整並びに県行政の推進に必要な調査及び情報の収集等を行うため、東京事務所を設置する。

2 東京事務所の名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置
	課	
沖縄県東京事務所	総務企画課	東京都
	文厚商工課	
	建設農水課	

（所掌事務）

第117条 東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県行政の運営についての国の府省その他関係行政機関、関係団体等との連絡及び調整に関すること。
- (2) 県行政の推進に必要な情報及び資料の収集に関すること。
- (3) 企業誘致及び産業開発に関する調査及び情報の収集並びに企業誘致及び産業開発の促進に関すること。
- (4) 県出身海外移住者等の相談等に関すること。
- (5) 県外就職に関する情報の収集、職場定着指導等に関すること。
- (6) 物産の紹介及びあっせん並びに販路拡張に関すること。
- (7) 観光の宣伝及び紹介に関すること。
- (8) 所管区域内の職員住宅に関すること。
- (9) 庶務に関すること。

第3款 削除

第118条及び第119条 削除

第122条第2項第6号中「沖縄県支庁設置条例（昭和47年沖縄県条例第34号）第2条に規定する支庁」を「沖縄県宮古事務所若しくは沖縄県八重山事務所」に改める。

第3章第3節の2第7款及び第8款を削る。

第134条の表に次のように加える。

沖縄県宮古福祉保健所	庶務班 福祉班 生活環境班 健康推進班 地域保健班	宮古島市	宮古島市 宮古郡
------------	------------------------------	------	----------

沖縄県八重山 福祉保健所	庶務班 福祉班 生活環境班 健康推進班 地域保健班	石垣市	石垣市 八重山郡
-----------------	------------------------------	-----	----------

第135条第20号中「北部福祉保健所」の次に「、宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所」を加え、同条第24号中「地域保健法」の次に「(昭和22年法律第101号)」を加え、同条第30号中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」の次に「(昭和22年法律第217号)」を、「柔道整復師法」の次に「(昭和45年法律第19号)」を加え、同条第34号中「薬事法」の次に「(昭和35年法律第145号)」を、「毒物及び劇物取締法」の次に「(昭和25年法律第303号)」を加え、同条第35号中「麻薬及び向精神薬取締法」の次に「(昭和28年法律第14号)」を、「大麻取締法」の次に「(昭和23年法律第124号)」を、「覚せい剤取締法」の次に「(昭和26年法律第252号)」を加え、同条第43号中「食品衛生法」の次に「(昭和22年法律第233号)」を加え、同条第44号中「水道法」の次に「(昭和32年法律第177号)」を加え、同条第51号中「愛護と適正飼養の普及啓発に関すること」を「愛護及び管理に関すること(北部福祉保健所、中部福祉保健所及び南部福祉保健所にあつては、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に関することに限る。)」に改め、同条第54号中「南部福祉保健所久米島町の区域」を「南部福祉保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古福祉保健所の所管区域及び八重山福祉保健所の所管区域に所在するもの」に改め、同条第60号中「母体保護法」の次に「(昭和23年法律第156号)」を加え、同条第71号中「沖縄県赤土等流出防止条例」の次に「(平成6年沖縄県条例第36号)」を加える。

第136条の表に次のように加える。

沖縄県宮古福祉保健所	沖縄県宮古保健所	庶務班 生活環境班 健康推進班 地域保健班	宮古島市	宮古島市 宮古郡
沖縄県八重山福祉保健所	沖縄県八重山保健所	庶務班 生活環境班 健康推進班 地域保健班	石垣市	石垣市 八重山郡

第137条第31号中「愛護と適正飼養の普及啓発に関すること」を「愛護及び管理に関すること(北部保健所、中部保健所、中央保健所及び南部保健所にあつては、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に関することに限る。)」に改め、同条第34号中「中央保健所久米島町の区域」を「中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に所在するもの」に改める。

第171条の2の表に次のように加える。

沖縄県宮古農林水産振興センター	農業改良普及課	普及企画班 農業技術班	宮古島市	宮古島市 宮古郡
	農林水産整備課	土地改良班 計画調整班 農業水利班 農林整備班 漁港水産班		
	家畜保健衛生課			
沖縄県八重山農林水産振興センター	農業改良普及課	普及企画班 農業技術班	石垣市	石垣市 八重山郡
	農林水産整備課	土地改良班 計画調整班 農業水利班 農林整備班 漁港水産班		
	家畜保健衛生課			

第171条の3中第69号を第81号とし、第59号から第68号までを12号ずつ繰り下げ、第58号を第63号とし、同号の次に次の7号を加える。

- (64) 農業用ダム等の管理に関する事（八重山農林水産振興センターに限る。）。
- (65) 水産技術の普及指導に関する事（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターに限る。）。
- (66) 水産業協同組合に関する事（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターに限る。）。
- (67) 水産金融に関する事（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターに限る。）。
- (68) 漁業許可及び漁業免許等に関する事（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターに限る。）。
- (69) 漁船及び遊漁船業の登録その他漁船に関する事（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターに限る。）。
- (70) その他水産業に関する事（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターに限る。）。

第171条の3第57号中「関すること」の次に「（北部農林水産振興センターに限る。）」を加え、同号を同条第62号とし、同条中第56号を第61号とし、第39号から第55号までを5号ずつ繰り下げ、第38号を第42号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (43) 森林・林業技術の普及指導に関する事。

第171条の3中第37号を第41号とし、第3号から第36号までを4号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 農業委員会、農業共済及び農業協同組合の指導育成に関する事（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターに限る。）。
- (4) 農業制度金融に関する事（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターに限る。）。
- (5) 農産物の生産計画及び生産奨励に関する事（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターに限る。）。
- (6) 食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定に関する事（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターに限る。）。

第3章第6節第1款中第171条の3の次に次の1号を加える。

（ダム管理所）

第171条の4 ダムの管理に関する事務の一部を分掌させるため、八重山農林水産振興センターにダム管理所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八重山農業用ダム管理所	石垣市

第174条第1項の表に次のように加える。

沖縄県宮古家畜保健衛生所	宮古島市	宮古島市 宮古郡
沖縄県八重山家畜保健衛生所	石垣市	石垣市 八重山郡

第174条第2項を次のように改める。

- 2 家畜保健衛生所（中央家畜保健衛生所を除く。）は、農林水産振興センターに併置する。

第232条の表に次のように加える。

沖縄県宮古土木事務所	総務用地班 維持管理班 道路整備班 都市港湾班 建築班	宮古島市	宮古島市 宮古郡
------------	-----------------------------	------	----------

沖縄県八重山土木事務所	総務用地班 維持管理班 道路整備班 河川都市港湾班 班	石垣市	石垣市 八重山郡
-------------	-----------------------------	-----	----------

第234条中第26号を第28号とし、第25号を第27号とし、第24号の次に次の2号を加える。

- (25) 県営住宅の維持管理に関する事（宮古土木事務所及び八重山土木事務所に限る。）。
- (26) ダムの管理に関する事（八重山土木事務所に限る。）。

第235条及び第236条を次のように改める。

（建設現場事務所）

第235条 宮古土木事務所の事務の一部を分掌させるため、宮古土木事務所に建設現場事務所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊良部大橋建設現場事務所	宮古島市

（ダム管理所）

第236条 ダムの管理に関する事務の一部を分掌させるため、八重山土木事務所にダム管理所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
真栄里ダム管理所	石垣市

第250条の表支庁長の項を削り、同表所長の項を次のように改める。

所長	出先機関	当該出先機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	------	----------------------------

第250条の表農林水産調整監の項を削り、同表課長の項を次のように改める。

課長	宮古事務所及び八重山事務所	課の事務を処理し、所属職員を指揮監督するとともに、課の事務について所長を補佐する。
	東京事務所	課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	芸術大学及び看護大学	課の事務を処理するとともに、課の事務について事務局長を補佐する。
	農林水産振興センター	課の事務を処理し、所属職員を指揮監督するとともに、課の事務について所長を補佐する。

第250条の表土木整備員の項中「支庁及び」を削る。

（沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正）

第2条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「支庁長、」を削る。

第8条第1号中「農林水産調整監、」を削る。

第10条第1項中「支庁にあつては支庁長があらかじめ指定した所長又は課長」を「宮古事務所及び八重

山事務所にあつては所長があらかじめ指定した課長」に改め、同条第2項中「(支庁の農政・農業改良普及センター、農林水産整備課及び家畜保健衛生所に係る事項にあつては、農林水産調整監。以下この項において同じ。)」を削る。

別表第1中「支庁長、所長(保健所長及び支庁に属する所長を除く。)」を「所長(保健所長を除く。)」に改め、同表支庁長、所長(保健所長及び支庁に属する所長を除く。)、場長、院長、校長、園長、館長及び学長の項専決事項の欄第4号中「工事請負費、」及び「(支庁長を除く。)」を削り、同号の次に次の1号を加える。

4の2 令達予算の範囲内における予定価格1億5,000万円未満の工事請負費の予算執行に関すること。

別表第1支庁長、所長(保健所長及び支庁に属する所長を除く。)、場長、院長、校長、園長、館長及び学長の項専決事項の欄第5号中「(支庁長を除く。)」を削り、同欄第6号中「支庁長以外の者にあつては、」を削り、同欄第7号中「。以下「公有財産規則」という。」及び「(支庁長を除く。)」を削り、同表支庁長の項を削り、同表に次のように加える。

宮古事務所長 及び八重山事務所長		1 所管区域内の職員をもって構成する連絡会議等を設置すること。 2 広報及び広聴を行うこと。 3 刊行物を編集発行すること。 4 県の共催、後援、協賛、推薦及びこれらに類する名義の使用承認に関すること。 5 所管区域内に設置された出先機関相互間の連絡調整を行うこと。
---------------------	--	---

別表第2中

海洋深層水研究所長	1 依頼試験研究の委託契約を締結すること。	
-----------	-----------------------	--

を

宮古事務所長 及び八重山事務所長	1 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第45条の規定に基づき、役員の変更の届出を受理すること。 2 商店街振興組合法第59条の規定に基づき、臨時総会の招集を承認すること。 3 商店街振興組合法第72条第2項の規定に基づき、組合の解散の届出を受理すること。 4 商店街振興組合法第82条の規定に基づき、組合から事業報告書等を受理すること。 5 商店街振興組合法第83条の規定に基づき、組合から必要な報告を徴収すること。 6 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第5条の規定に基づき、火薬類の販売営業の許可をすること(競技用紙雷管に限る。)。	1 計量法第10条第2項の規定に基づき、適正な計量の実施の確保に必要な措置をとるべきことを勧告すること。 2 計量法第10条第3項の規定に基づき、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表すること。 3 計量法第15条第1項の規定に基づき、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、特定商品の販売の事業を行う者又は特定商品の輸入の事業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。 4 計量法第15条第2項の規定に基づき、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表すること。 5 計量法第20条第1項の規定に基づき、指定する者(指定定期検査機関)に定期検査を行わせること。
---------------------	---	--

- | | |
|---|---|
| <p>7 火薬類取締法第11条第3項の規定に基づき、技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべき旨を命ずること（火薬庫外の貯蔵所に限る。）。</p> <p>8 火薬類取締法第16条第1項の規定に基づき、販売営業の廃止届を受理すること（競技用紙雷管に限る。）。</p> <p>9 火薬類取締法第17条第1項及び第3項の規定に基づき、火薬類の譲渡若しくは譲受を許可し、又はその許可を取り消すこと。</p> <p>10 火薬類取締法第24条第1項の規定に基づき、火薬類の輸入を許可すること。</p> <p>11 火薬類取締法第24条第3項の規定に基づき、火薬類の輸入の届出を受理すること。</p> <p>12 火薬類取締法第25条第1項及び第3項の規定に基づき、火薬類の消費を許可し、又は許可を取り消すこと。</p> <p>13 火薬類取締法第27条第1項の規定に基づき、火薬類の廃棄を許可すること。</p> <p>14 火薬類取締法第29条第1項の規定に基づき、保安教育計画を認可すること（競技用紙雷管に限る。）。</p> <p>15 火薬類取締法第29条第4項又は第5項の規定に基づき、多量の火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定し、又は同条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、認可すること。</p> <p>16 火薬類取締法第30条第3項の規定に基づき、取扱保安責任者又は取扱副保安責任者の選任又は解任の届出を受理すること。</p> <p>17 火薬類取締法第33条第2項の規定に基づき、保安責任者の代理者の選任又は解任の届出を受理すること。</p> <p>18 火薬類取締法第36条第1項の規定に基づき、安定度試験実施の結果報告を受理すること。</p> <p>19 火薬類取締法第36条第2項の規定に基づき、火薬類の所有者に対し、安定度試験の実施を命ずること。</p> <p>20 火薬類取締法第42条の規定に基づき、製造業者等に対し、事業又は火薬類の貯蔵若しくは消費に関し、報告をさせること（庫外貯蔵所に限る。）。</p> | <p>6 計量法第21条第2項の規定に基づき、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに指定定期検査機関にこれを行わせる場合の指定定期検査機関の名称を公示すること。</p> <p>7 計量法第28条の規定に基づき、指定定期検査機関の指定をすること。</p> <p>8 計量法第28条の2第2項の規定に基づき、指定定期検査機関の指定の更新をすること。</p> <p>9 計量法第40条第2項の規定に基づき、特定計量器の製造の事業を行おうとする者からの届出を受理し、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>10 計量法第42条第3項の規定に基づき、届出製造事業者からの変更届を受理し、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>11 計量法第45条第2項の規定に基づき、届出製造事業者からの廃止届を受理し、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>12 計量法第52条第2項の規定に基づき、販売事業者に対し、同法第52条第1項に定める事項を遵守すべきことを勧告すること。</p> <p>13 計量法第52条第3項の規定に基づき、勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表すること。</p> <p>14 計量法第91条第3項の規定に基づき、指定製造事業者に係る検査結果を経済産業大臣に報告すること。</p> <p>15 計量法第100条において準用する同法第40条第2項の規定に基づき、指定を受けようとする届出製造事業者からの申請書及び指定製造事業者からの変更届を受理し、経済産業大臣へ送付すること。</p> <p>16 計量法第109条の規定に基づき、計量証明の事業の登録をすること。</p> <p>17 計量法第121条第2項において準用する同法第28条の規定に基づき、指定計量証明検査機関の指定をすること。</p> <p>18 計量法第127条第2項の規定に基づき、適正計量管理事業所の指定を受けようとする者からの申請書を受理し、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>19 計量法第127条第4項の規定に基づき、適正計量管理事業所に係る検査結</p> |
|---|---|

- | | |
|--|--|
| 21 火薬類取締法第43条第1項の規定に基づき、火薬類の消費者又は火薬類を保管する者の販売所（庫外貯蔵所に限る。）、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため火薬類を収去させること。 | 果を経済産業大臣に報告すること。 |
| 22 火薬類取締法第45条の規定に基づき、災害の発生防止又は公共の安全の維持のため必要な緊急措置を講ずること。 | 20 計量法第162条の規定に基づき、当該処分に係る者に対し予告した上、公開による聴聞を行うこと。 |
| 23 火薬類取締法第46条第2項の規定に基づき、所有者等に対し、災害発生日時等の報告をさせること。 | 21 計量法施行令第30条第1項の規定に基づき、計量行政審議会の認定を受けようとする者からの申請を受理し、計量行政審議会に送付すること。 |
| 24 火薬類取締法第47条の規定に基づき、火薬類による爆発その他災害が発生した場合の指示をすること。 | 22 計量法施行令第31条の規定に基づき、計量士資格認定証の再交付を受けようとする者からの申請を受理し、計量行政審議会に送付すること。 |
| 25 火薬類取締法第52条第1項の規定に基づき、沖縄県公安委員会の意見を聴取すること。 | 23 計量法施行令第32条の規定に基づき、計量士の登録を受けようとする者からの申請を受理し、経済産業大臣に送付すること。 |
| 26 火薬類取締法第52条第2項の規定に基づき、沖縄県公安委員会又は海上保安庁長官に通報すること。 | 24 計量法施行令第35条の規定に基づき、計量士登録証の訂正を受けようとする者からの申請を受理し、経済産業大臣に送付すること。 |
| 27 火薬類取締法第52条第5項の規定に基づき、警察官からの通報を受理すること。 | 25 計量法施行令第36条の規定に基づき、計量士登録証の再交付を受けようとする者からの申請を受理し、経済産業大臣に送付すること。 |
| 28 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第81条の14の規定に基づき、同条の表の第5号、第10号から第12号まで、第14号及び第15号に掲げる者から報告又は届出を受理すること（販売業者については、競技用紙雷管に限る。）。 | 26 計量法施行令第37条の規定に基づき、計量士登録証の返納を受理し、経済産業大臣に送付すること。 |
| 29 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第2項の規定に基づき、高圧ガスの製造の届出を受理すること。 | 27 計量法施行規則第44条の規定に基づき、登録証を交付すること。 |
| 30 高圧ガス保安法第12条第3項の規定に基づき、第2種製造者に対し製造施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って高圧ガスを製造すべきことを命ずること。 | 28 計量法施行規則第46条の規定に基づき、登録証を再交付すること。 |
| 31 高圧ガス保安法第14条第4項の規定に基づき、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の届出を受理すること。 | 29 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の規定に基づき、職業訓練を認定すること。 |
| 32 高圧ガス保安法第15条第2項の規定 | 30 職業能力開発促進法第24条第3項の規定に基づき、職業訓練の認定を取り消すこと。 |
| | 31 職業能力開発促進法第36条の規定に基づき、職業訓練法人の設立を認可すること。 |
| | 32 職業能力開発促進法第40条第2項の規定に基づき、職業訓練法人の解散を認可すること。 |
| | 33 職業能力開発促進法第42条の規定に基づき、職業訓練法人の設立の認可を取り消すこと。 |

- に基づき、技術上の基準に従って高圧ガスを貯蔵すべきことを命ずること。
- 33 高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づき、第1種貯蔵所の設置を許可すること。
- 34 高圧ガス保安法第17条第2項の規定に基づき、第1種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出を受理すること。
- 35 高圧ガス保安法第17条の2の規定に基づき第2種貯蔵所の届出を受理すること。
- 36 高圧ガス保安法第18条第3項の規定に基づき、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずること。
- 37 高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づき、第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事を許可すること。
- 38 高圧ガス保安法第19条第2項の規定に基づき、第1種貯蔵所の軽微な変更の工事をした旨の届出を受理すること。
- 39 高圧ガス保安法第19条第4項の規定に基づき、第2種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事を受理すること。
- 40 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づき、第1種貯蔵所の工事の完成検査を行うこと（第1種貯蔵所に係る完成検査に限る。）。
- 41 高圧ガス保安法第20条第1項ただし書の規定に基づき、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、経済産業省令で定める技術上の基準に適合している旨の届出を受理すること（第1種貯蔵所に係る届出に限る。）。
- 42 高圧ガス保安法第20条第2項の規定に基づき、検査記録の届出を受理すること（第1種貯蔵所に係る届出に限る。）。
- 43 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づき、第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の完成検査を行うこと（第1種貯蔵所に係る完成検査に限る。）。
- 44 高圧ガス保安法第20条第3項第2号の規定に基づき、認定完成検査実施者

による完成検査記録の届出を受理すること（第1種貯蔵所に係る届出に限る。）。

45 高圧ガス保安法第20条第4項の規定に基づき、協会又は指定完成検査機関に対し完成検査の結果を報告させること（第1種貯蔵所に係る報告に限る。）。

46 高圧ガス保安法第20条の4の規定に基づき、販売事業の届出を受理すること。

47 高圧ガス保安法第20条の5第2項の規定に基づき、販売業者等に対し、周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告すること。

48 高圧ガス保安法第20条の5第3項の規定に基づき、同条第2項の勧告に従わなかった旨を公表すること。

49 高圧ガス保安法第20条の6第2項の規定に基づき、技術上の基準に従って高圧ガスの販売をすべきことを命ずること。

50 高圧ガス保安法第20条の7の規定に基づき、高圧ガスの種類の変更の届出を受理すること。

51 高圧ガス保安法第21条第2項の規定に基づき、高圧ガスの製造の事業の廃止の届出を受理すること。

52 高圧ガス保安法第21条第3項の規定に基づき、高圧ガスの製造の廃止の届出を受理すること。

53 高圧ガス保安法第21条第5項の規定に基づき、高圧ガス販売事業の廃止の届出を受理すること。

54 高圧ガス保安法第22条第1項の規定に基づき、輸入した高圧ガス及び容器の検査を行うこと。

55 高圧ガス保安法第22条第3項の規定に基づき、検査に合格しなかった輸入高圧ガス又は容器の廃棄その他必要な措置を命ずること。

56 高圧ガス保安法第24条の2の規定に基づき、特定高圧ガスの消費の届出を受理すること。

57 高圧ガス保安法第24条の3第3項の規定に基づき、特定高圧ガスの消費者に対し、消費のための施設をその技術上の基準に適合するよう修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上

- の基準に従って特定高圧ガスの消費をすべきことを命ずること。
- 58 高圧ガス保安法第24条の4第1項の規定に基づき、特定高圧ガスの消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は消費をする特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法の変更の届出を受理すること。
- 59 高圧ガス保安法第24条の4第2項の規定に基づき、特定高圧ガスの消費の廃止の届出を受理すること。
- 60 高圧ガス保安法第27条第5項の規定に基づき、第2種製造業者等に対し、その従業者に保安教育を施し、又はその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告すること。
- 61 高圧ガス保安法第27条の2第5項の規定に基づき、保安統括者等の選任又は解任の届出を受理すること。
- 62 高圧ガス保安法第27条の4第2項の規定に基づき、冷凍保安責任者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 63 高圧ガス保安法第28条第3項の規定に基づき、販売主任者又は取扱主任者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 64 高圧ガス保安法第33条第3項の規定に基づき、保安統括者等の代理者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 65 高圧ガス保安法第36条第2項の規定に基づき、高圧ガス施設又は容器が危険な状態となったときの届出を受理すること。
- 66 高圧ガス保安法第39条の規定に基づき、緊急措置をすること。
- 67 高圧ガス保安法第39条の11第1項の規定に基づき、認定完成検査実施者による特定変更工事の検査記録の届出を受理すること（第1種貯蔵所に係る届出に限る。）。
- 68 高圧ガス保安法第49条の35の規定に基づき、外国登録容器等製造業者が規格に適合しない容器等を製造したことにより、当該容器等を輸入した者に対し、災害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命じること。
- 69 高圧ガス保安法第61条の規定に基づき、業務に関する報告をさせること。
- 70 高圧ガス保安法第62条第1項の規定

に基づき、職員に高圧ガスの製造をする者等の事務所等に立ち入り、帳簿、書類等を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な高圧ガスを収去させること。

71 高圧ガス保安法第63条第1項の規定に基づき、事故届等の届出を受理すること。

72 高圧ガス保安法第63条第2項の規定に基づき、災害発生に関する必要な事項について報告を命ずること。

73 高圧ガス保安法第65条第1項の規定に基づき、条件を付すこと。

74 高圧ガス保安法第74条第1項の規定に基づき、沖縄県公安委員会又は消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長）に通報すること。

75 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第3条第1項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業を登録すること。

76 液化石油ガス法第3条の2第1項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者登録簿に登録すること。

77 液化石油ガス法第3条の2第2項の規定に基づき、登録した旨を申請者に通知すること。

78 液化石油ガス法第3条の2第3項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求に応じること。

79 液化石油ガス法第4条の規定に基づき、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき、その登録を拒否すること。

80 液化石油ガス法第4条第2項の規定に基づき、登録を拒否したとき、その旨を申請者に書面により通知すること。

81 液化石油ガス法第6条の規定に基づき、登録行政庁の変更の場合における届出を受理すること。

82 液化石油ガス法第8条の規定に基づき、販売所等の変更の届出を受理すること。

83 液化石油ガス法第10条第3項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の

- 地位の承継の届出を受理すること。
- 84 液化石油ガス法第13条第2項の規定に基づき、災害の発生の防止に関し必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 85 液化石油ガス法第14条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定に違反した販売業者に対し、書面を交付し、又は書面を再交付すべきことを命ずること。
- 86 液化石油ガス法第16条第3項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従って液化石油ガスを販売すべきことを命ずること。
- 87 液化石油ガス法第16条の2第2項の規定に基づき、技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずること。
- 88 液化石油ガス法第19条第2項の規定に基づき、業務主任者の選任及び解任の届出を受理すること。
- 89 液化石油ガス法第21条第2項の規定に基づき、業務主任者の代理者の選任及び解任の届出を受理すること。
- 90 液化石油ガス法第23条の規定に基づき、液化石油ガス販売事業の廃止の届出を受理すること。
- 91 液化石油ガス法第36条第1項の規定に基づき、販売事業者の貯蔵施設又は特定供給設備ごとに許可すること。
- 92 液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づき、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更を許可すること又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更を許可すること。
- 93 液化石油ガス法第37条の2第2項の規定に基づき、軽微な変更の届出を受理すること。
- 94 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づき、貯蔵施設の設置若しくはその位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の設置若しくはその位置、構造設備若しくは装置の変更の完成検査を行うこと。
- 95 液化石油ガス法第37条の3第1項ただし書の規定に基づき、協会又は指定

完成検査機関が行う完成検査を受け、経済産業省令で定める技術上の基準に適合している旨の届出を受理すること。

96 液化石油ガス法第37条の3第2項の規定に基づき、協会又は指定完成検査機関の完成検査の結果を報告させること。

97 液化石油ガス法第38条の3の規定に基づき、学校、病院等の液化石油ガス設備工事の届出を受理すること。

98 液化石油ガス法第38条の10第1項又は第2項の規定に基づき、特定液化石油ガス設備工事事業の開始又は変更若しくは廃止の届出を受理すること。

99 液化石油ガス法第82条第1項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者等に対し、業務及び経理の状況に関する報告をさせること。

100 液化石油ガス法第82条第2項の規定に基づき、充てん業者に対し、業務及び経理の状況に関する報告をさせること。

101 液化石油ガス法第83条第3項の規定に基づき、職員に登録を受けた液化石油ガス販売事業者、許可を受けた充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類等进行检查させ、関係者に質問させ、又は試験のため液化石油ガスを収去させること。

102 液化石油ガス法第83条第4項の規定に基づき、職員に認定を受けた保安機関の事務所等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類等进行检查させ、又は関係者に質問させること。

103 液化石油ガス法第87条第1項の規定に基づき、沖縄県公安委員会又は消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長）に通報すること。

104 計量法（平成4年法律第51号）第15条第3項の規定に基づき、勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたとき、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

105 計量法第16条第1項第2号イに定める特定計量器の検定を行うこと。

- 106 計量法第19条第1項の規定に基づき、定期検査を行うこと。
- 107 計量法第21条第3項の規定に基づき、定期検査を受けることができない旨の届出を受理し、並びに定期検査に代わる検査の期日及び場所を指定し、その検査を行うこと。
- 108 計量法第22条の規定に基づき、定期検査を行う区域内の市町村の長から事前調査の報告を受けること。
- 109 計量法第24条第1項及び第2項の規定に基づき、実施年月を表示した定期検査済証印を付すこと。
- 110 計量法第24条第3項の規定に基づき、検定証印等を除去すること。
- 111 計量法第25条第1項の規定に基づき、計量器を使用する者の当該計量器が計量士の検査を受けて基準に適合することにより証印等を付されたものである旨の届出を受理すること。
- 112 計量法第26条の規定に基づき、指定定期検査機関の指定の申請を受理すること。
- 113 計量法第30条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関の業務規程の作成又は変更の認可をすること。
- 114 計量法第30条第3項の規定に基づき、指定定期検査機関の業務規程の変更を命ずること。
- 115 計量法第32条の規定に基づき、指定定期検査機関の検査業務の休止又は廃止の届出を受理すること。
- 116 計量法第33条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関の事業計画及び収支予算又はその変更を受理すること。
- 117 計量法第33条第2項の規定に基づき、指定定期検査機関の事業報告書及び収支決算報告書を受理すること。
- 118 計量法第35条の規定に基づき、同法第28条第2号に規定する者の解任を命ずること。
- 119 計量法第37条の規定に基づき、指定定期検査機関に対し、同法第28条第1号から第5号までの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 120 計量法第39条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関から検査業務の

に

休止の届出があったとき、又は指定定期検査機関が検査業務を停止したとき、若しくは天災その他の事由により検査業務を実施することが困難となったときに定期検査を行うこと。

121 計量法第46条第1項の規定に基づき、特定計量器の修理の事業を行おうとする者からの届出を受理すること。

122 計量法第46条第2項において準用する同法第42条第1項の規定に基づき、届出修理事業者からの変更届を受理すること。

123 計量法第46条第2項において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、届出修理事業者の地位を承継した者からのその事実を証する書面を受理すること。

124 計量法第46条第2項において準用する同法第45条第1項の規定に基づき、届出修理事業者からの廃止の届出を受理すること。

125 計量法第48条の規定に基づき、届出修理事業者に対し、特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずること。

126 計量法第51条第1項の規定に基づき、特定計量器の販売の事業を行おうとする者からの届出を受理すること。

127 計量法第51条第2項において準用する同法第42条第1項の規定に基づき、販売事業者からの変更届を受理すること。

128 計量法第51条第2項において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、販売事業者の地位を承継した者からのその事実を証する書面を受理すること。

129 計量法第51条第2項において準用する同法第45条第1項の規定に基づき、販売事業者からの廃止の届出を受理すること。

130 計量法第52条第4項の規定に基づき、勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

131 計量法第53条第1項の規定に基づ

き、政令で定める特定計量器の届出製造事業者からの輸出等のため当該特定計量器を製造する旨の届出を受理すること。

132 計量法第53条第2項の規定に基づき、特定計量器の輸入業者からの輸出のため当該特定計量器を販売する旨の届出を受理すること。

133 計量法第55条の規定に基づき、政令で定める特定計量器の販売の事業を行う者からの輸出のため当該特定計量器を販売する旨の届出を受理すること。

134 計量法第57条第1項の規定に基づき、政令で定める特定計量器の製造、修理又は輸入の事業を行う者からの輸出のため当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す旨の届出を受理すること。

135 計量法第57条第2項の規定に基づき、政令で定める特定計量器の販売の事業を行う者からの輸出のため当該特定計量器を譲渡し、又は貸し渡す旨の届出を受理すること。

136 計量法第70条の規定に基づき、特定計量器の検定を受けようとする者からの申請書を受理すること。

137 計量法第72条第1項の規定に基づき、検定に合格した特定計量器に検定証印を付すこと。

138 計量法第72条第4項の規定に基づき、検定に合格しなかった特定計量器の検定証印等を除去すること。

139 計量法第75条第1項の規定に基づき、車両等装置用計量器について装置検査を受けようとする者からの申請書を受理すること。

140 計量法第75条第2項の規定に基づき、装置検査を行い、合格したときの装置検査証印を付すこと。

141 計量法第75条第4項の規定に基づき、装置検査に合格しなかった車両等装置用計量器の装置検査証印を除去すること。

142 計量法第80条の規定に基づき、承認製造事業者からの輸出のため当該特定計量器を製造する旨の届出を受理すること。

143 計量法第82条の規定に基づき、承

認輸入事業者からの輸出のため当該特定計量器を販売する旨の届出を受理すること。

144 計量法第91条第2項の規定に基づき、届出製造事業者の工場又は事業場における品質管理の方法について、検査を行うこと。

145 計量法第95条第1項の規定に基づき、指定製造事業者からの輸出のため当該特定計量器を製造する旨の届出を受理すること。

146 計量法第108条の規定に基づき、計量証明の事業の登録を受けようとする者からの申請書を受理すること。

147 計量法第110条第1項の規定に基づき、計量証明事業者の事業規程の作成及び変更の届出を受理すること。

148 計量法第110条第2項の規定に基づき、計量証明事業者に対し、事業規程の変更を命ずること。

149 計量法第111条の規定に基づき、計量証明事業者に対し、同法第109条各号の規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずること。

150 計量法第114条において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、計量証明事業者からの変更届を受理すること。

151 計量法第114条において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、計量証明事業者の地位を承継した者からのその事実を証する書面を受理すること。

152 計量法第114条において準用する同法第65条の規定に基づき、計量証明事業者からの廃止の届出を受理すること。

153 計量法第116条第1項の規定に基づき、計量証明に使用する特定計量器の計量証明検査を行うこと。

154 計量法第117条第1項の規定に基づき、指定計量証明検査機関に計量証明検査を行わせること。

155 計量法第119条第1項及び第2項の規定に基づき、実施年月を表示した計量証明検査証印を付すこと。

156 計量法第119条第3項の規定に基づき、計量証明検査に合格しなかった特定計量器の検定証印等を除去するこ

- と。
- 157 計量法第120条第1項の規定に基づき、計量証明検査を受けるべき特定計量器が計量士の検査を受けて基準に適合することにより証印等を付されたものである旨の届出を受理すること。
- 158 計量法第121条第1項の規定に基づき、指定計量証明検査機関の指定の申請を受理すること。
- 159 計量法第121条第2項において準用する同法第30条第1項の規定に基づき、指定計量証明検査機関の業務規程の作成又は変更の認可をすること。
- 160 計量法第121条第2項において準用する同法第30条第3項の規定に基づき、指定計量証明検査機関の業務規程の変更を命ずること。
- 161 計量法第121条第2項において準用する同法第32条の規定に基づき、指定計量証明検査機関の検査業務の休止又は廃止の届出を受理すること。
- 162 計量法第121条第2項において準用する同法第33条第1項の規定に基づき、指定計量証明検査機関の事業計画及び収支予算又はその変更を受理すること。
- 163 計量法第121条第2項において準用する同法第33条第2項の規定に基づき、指定計量証明検査機関の事業報告書及び収支決算報告書を受理すること。
- 164 計量法第121条第2項において準用する同法第35条の規定に基づき、同法第28条第2号に規定する者の解任を命ずること。
- 165 計量法第121条第2項において準用する同法第37条の規定に基づき、指定計量証明検査機関に対し、同法第28条第1号から第5号までの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 166 計量法第121条第2項において準用する同法第39条第1項の規定に基づき、指定計量証明検査機関から検査業務の休止の届出があったとき、又は指定定期検査機関が検査業務を停止したとき、若しくは天災その他の事由により検査業務を実施することが困難となったときに計量証明検査を行うこ

- と。
- 167 計量法第121条第2項において準用する同法第106条第2項の規定に基づき、指定計量証明検査機関の事業所の所在地の変更届を受理すること。
- 168 計量法第127条第3項の規定に基づき、適正計量管理事業所の指定の申請をした者の事業所における計量管理の方法について検査をすること。
- 169 計量法第147条第1項の規定に基づき、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、認定事業者又は取引若しくは証明における計量をする者に対し、その業務に関する報告をさせること。
- 170 計量法第147条第3項の規定に基づき、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関する報告をさせること。
- 171 計量法第148条第1項の規定に基づき、職員に届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。
- 172 計量法第148条第3項の規定に基づき、職員に指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。
- 173 計量法第149条第1項の規定に基づき、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる計量器等の所有者等に対し、計量器等の提出を命ずること。
- 174 計量法第150条第1項の規定に基づき、特定物象量の表記を抹消すること。
- 175 計量法第150条第2項の規定に基づ

- き、特定商品の所有者等に対して、その処分の理由を告知すること。
- 176 計量法第151条第1項の規定に基づき、その特定計量器に付されている検定証印等を除去すること。
- 177 計量法第151条第4項の規定に基づき、特定計量器の所有者等に対して、その処分の理由を告知すること。
- 178 計量法第153条第1項の規定に基づき、その車両等装置用計量器に付されている装置検査証印を除去すること。
- 179 計量法第153条第3項において準用する同法第151条第4項の規定に基づき、装置検査証印を除去するとき、所有者等にその理由を告知すること。
- 180 計量法第154条第1項の規定に基づき、特定計量器に付されている検定証印等を除去すること。
- 181 計量法第154条第3項において準用する同法第151条第4項の規定に基づき、検定証印等を除去するとき、所有者等にその時期及び理由を告知すること。
- 182 計量法第155条の規定に基づき、その権限に属する事務の当該特定市町村の区域における執行に関し協議すること。
- 183 計量法第159条第2項の規定に基づき、公示すること。
- 184 計量法第160条第1項の規定に基づき、合格若しくは不合格の処分又は承認若しくは不承認の処分をすること。
- 185 計量法第167条の規定に基づき、検査に必要な用具を経済産業大臣から無償で借り受けること。
- 186 計量法施行令（平成5年政令第329号）第41条第1項の規定に基づき、計量法第17条第1項の規定による特殊容器指定製造者の指定を行うこと。
- 187 計量法施行令第41条第1項の規定に基づき、計量法第59条の規定による特殊容器指定製造者の指定の申請を受理すること。
- 188 計量法施行令第41条第1項の規定に基づき、計量法第62条第1項の規定による特殊容器指定製造者からの変更の届出を受理すること。
- 189 計量法施行令第41条第1項の規定に基づき、計量法第64条の規定によ

- り、指定事業者に対し、同法第60条第2項各号に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 190 計量法施行令第41条第1項の規定に基づき、計量法第65条の規定による廃止の届出を受理すること。
- 191 計量法施行令第41条第2項の規定に基づき、計量法第127条第1項の規定による適正計量管理事業所の指定を行うこと。
- 192 計量法施行令第41条第2項の規定に基づき、計量法第127条第2項の規定による適正計量管理事業所の指定の申請を受理すること。
- 193 計量法施行令第41条第2項の規定に基づき、計量法第131条の規定により、適正計量管理事業所の指定を受けた者に対し、同法第128条各号に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 194 計量法施行令第41条第2項の規定に基づき、計量法第133条において準用する同法第62条第1項の規定による変更の届出を受理すること。
- 195 計量法施行令第41条第2項の規定に基づき、計量法第133条において準用する同法第65条の規定による廃止の届出を受理すること。
- 196 計量法施行令第7条の規定に基づき、装置検査の申請を受理している旨を表す証票を付すこと。
- 197 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第6条第2項の規定に基づき、他の都道府県知事に通知すること。
- 198 計量法施行規則第6条第3項及び第13条において準用する同規則第6条第3項の規定に基づき、届出書の副本を保管すること。
- 199 計量法施行規則第47条第1項の規定に基づき、登録証の返納を受理すること。
- 200 計量法施行規則第47条第2項の規定に基づき、返納された登録証を返還すること。
- 201 計量法施行規則第48条の規定に基づき、登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求書を受理すること。
- 202 計量法施行規則第59条の規定に基

づき、計量士の登録の取消し又は名称の使用の停止について経済産業大臣からの通知を受理すること。

203 沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例（平成12年沖縄県条例第9号）第2条の規定に基づき、手数料を徴収すること。

204 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号。以下「電気工事業法」という。）第4条第1項の規定に基づき、登録申請書を受理すること。

205 電気工事業法第5条の規定に基づき、電気工事業者登録簿に登録すること。

206 電気工事業法第6条第1項の規定に基づき、登録を拒否すること。

207 電気工事業法第9条第3項の規定に基づき、電気工事業者の地位の承継の届出を受理すること。

208 電気工事業法第10条第1項の規定に基づき、変更の届出を受理すること。

209 電気工事業法第11条の規定に基づき、電気工事業の廃止の届出を受理すること。

210 電気工事業法第14条の規定に基づき、登録を消除すること。

211 電気工事業法第17条第2項の規定に基づき、電気工事業者であった者又はその一般承継人に電気工事の差止めを命ずること。

212 電気工事業法第27条第1項又は第2項の規定に基づき、電気工事業者に電気工事による危険及び障害の発生の防止のため、必要な措置をとるべきことを命ずること。

213 電気工事業法第29条第1項の規定に基づき、立入検査等を行うこと。

214 電気工事業法第34条第4項の規定に基づき、電気工事業の開始届出等を受理すること。

215 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第45条第1項の規定に基づき、販売事業者に、その業務に関し報告させること。

216 電気用品安全法第46条第1項の規定に基づき、立入検査を行うこと。

海洋深層水研究 研究所長	1 依頼試験研究の委託契約を締結すること。
-----------------	-----------------------

改める。

別表第2支庁長の項及び農政・農業改良普及センター所長の項を削り、同表福祉保健所長（ただし、委任事項の欄第68号については、北部福祉保健所長、宮古福祉保健所長及び八重山福祉保健所長に限る。）の項所長等の欄中「（ただし、委任事項の欄第68号については、北部福祉保健所長、宮古福祉保健所長及び八重山福祉保健所長に限る。）」を削り、同項委任事項の欄第68号中「提出すること」の次に「（北部福祉保健所、宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同表保健所長（ただし、委任事項の欄第73号から第79号の14までについては、中央保健所長（久米島町の区域に係る事務に限る。）、宮古保健所長及び八重山保健所長に、同欄第93号、第94号及び第96号から第105号の13までについては、宮古保健所長及び八重山保健所長に限る。）の項所長等の欄中「（ただし、委任事項の欄第73号から第79号の14までについては、中央保健所長（久米島町の区域に係る事務に限る。）、宮古保健所長及び八重山保健所長に、同欄第93号、第94号及び第96号から第105号の13までについては、宮古保健所長及び八重山保健所長に限る。）」を削り、同項委任事項の欄第73号中「受理すること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第74号中「指示すること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第75号中「検査をすること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第76号中「措置をとること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第77号中「立入検査をさせること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第78号中「禁止すること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第79号中「許可すること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第79号の2中「命ずること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第79号の3中「受理すること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第79号の4中「命ずること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第79号の5から第79号の7までの規定中「行うこと」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第79号の8中「命ずること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第79号の9中「受理すること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第79号の10中「行うこと」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第79号の11中「受理すること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第79号の12中「採ること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第79号の13中「徴収すること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第79号の14中「収去すること」の次に「（中央保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第93号中「指定すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第94号中「許可すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第96号及び第97号中「命ずること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第98号中「指定するこ

と」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第99号中「薬殺すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第101号中「させること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第102号中「受理すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第102号の2及び第102号の3中「通知すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第102号の4中「受理すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第102号の5及び第102号の6中「通知すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第102号の7中「受理すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第102号の8及び第102号の9中「通知すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第102号の10中「供すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第102号の11中「受理すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第102号の12中「抹消すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第102号の13中「通知すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第103号中「命ずること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第104号中「検査させること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第105号中「命ずること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第105号の2及び第105号の3中「許可をすること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第105号の4中「受理すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第105号の5中「取り消すこと」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第105号の6中「命ずること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第105号の7中「検査させること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第105号の8中「交付すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第105号の9中「再交付すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第105号の10中「受理すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第105号の11中「交付すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第105号の12中「再交付すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄第105号の13中「受理すること」の次に「（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）」を加え、同項専決事項の欄第2号の3の2中「同法施行令」を「薬事法施行令」に改め、同表農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第1号中「土地改良法」の次に「（昭和24年法律第195号）」を加え、「指定使用」を「指定、使用」に改め、同号を同欄第1号の9とし、同欄に第1号から第1号の8までとして、次の8号を加える。

- 1 農地法（昭和27年法律第229号）第83条の規定に基づき、土地の状況等について農業委員会から必要な報告を徴すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 1の2 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第72条の13第2項の規定に基づき、農事組合法人の定款の変更の届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 1の3 農協法第72条の16第4項の規定に基づき、農事組合法人の設立の届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 1の4 農協法第72条の17第2項の規定に基づき、農事組合法人の解散の届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 1の5 農協法第72条の18第3項の規定に基づき、農事組合法人の合併の届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 1の6 農協法第86条第2項の規定に基づき、農事組合法人を解散した場合のその登記を囑託すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

1の7 農協法第93条の規定に基づき、組合から必要な報告を徴し、又は必要な資料の提出を命ずること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

1の8 農協法第94条第4項の規定に基づき、農業協同組合の常例検査に伴う改善事項の確認検査をすること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

別表第2農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第6号中「沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例」の次に「（昭和47年沖縄県条例第19号）」を加え、同欄第9号中「地すべり等防止法」の次に「（昭和33年法律第30号）」を加え、同欄第14号の3中「海岸法」の次に「（昭和31年法律第101号）」を加え、「占有」を「占用」に改め、同欄第16号の3中「沖縄県海岸管理規則」の次に「（昭和58年沖縄県規則第19号）」を加え、同欄第16号の4中「沖縄県海岸占用料等徴収条例」の次に「（平成12年沖縄県条例第41号）」を加え、同欄第17号中「道路法」の次に「（昭和27年法律第180号）」を、「道路法施行令」の次に「（昭和27年政令第479号）」を、「沖縄県道路占用規則」の次に「（昭和47年沖縄県規則第93号）」を加え、同欄第18号中「土地改良登記令」の次に「（昭和26年政令第146号）」を加え、同欄第21号中「漁港漁場整備法施行令」の次に「（昭和25年政令第239号）」を、「漁港漁場整備法」の次に「（昭和25年法律第137号）」を加え、同欄第25号中「沖縄県漁港管理条例」の次に「（昭和50年沖縄県条例第33号）」を加え、同欄第31号の2の次に次の5号を加える。

31の3 漁船法（昭和25年法律第178号）第50条第1項の規定に基づき、漁船等について立入検査をさせること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

31の4 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第30条第1項の規定に基づき、漁業者等から漁獲の数量等についての報告を徴すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

31の5 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条の規定に基づき、組合から必要な報告を徴し、又は組合に対し必要な資料の提出を命ずること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

31の6 水産業協同組合法第124条第1項の規定に基づき、組合に必要な措置（信用事業規程又は共済規程に違反すると認める場合に係る措置を除く。）をとるべき旨を命ずること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

31の7 水産業協同組合法第124条第2項の規定に基づき、組合に業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

別表第2農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第32号中「森林法」の次に「（昭和26年法律第249号）」を加え、同欄第49号中「森林法施行規則」の次に「（昭和26年農林省令第54号）」を加え、同欄第50号中「森林病虫害等防除法」の次に「（昭和25年法律第53号）」を加え、同欄第51号中「森林国営保険法施行令」の次に「（昭和28年政令第245号）」を加え、同欄第52号中「林業種苗法」の次に「（昭和45年法律第89号）」を加え、同欄第60号中「沖縄県自然環境保全条例」の次に「（昭和48年沖縄県条例第54号）」を加え、同欄第61号中「鳥獣保護法」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）」に、「鳥獣被害防止特措法」を「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）」に、「許可証等」を「許可証及び従事者証（以下「許可証等」という。）」に改め、同欄第79号中「鳥獣保護法施行規則」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「鳥獣保護法施行規則」という。）」に改め、同欄第83号中「狩猟者登録証等」を「狩猟者登録証又は狩猟者記章（以下「狩猟者登録証等」という。）」に改め、同欄第85号から第87号までの規定中「承認すること」の次に「（北部農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）」を加え、同欄に次の5号を加える。

88 牧野法（昭和25年法律第194号）第6条第1項及び第12条第1項の規定に基づき、牧野への立入検査をさせること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

89 牧野法第13条第1項の規定に基づき、改良及び保全の措置の実施の届出を受理すること（宮古農林

水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

90 牧野法第18条の規定に基づき、牧野所有者等に対して害虫を駆除すべき旨を指示すること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

91 牧野法第19条の規定に基づき、牧野の所有者、管理者又は利用者に対し、当該牧野又はその施設に関し必要な報告を求めること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

92 家畜商法(昭和24年法律第208号)第11条の3第1項の規定に基づき、家畜商の帳簿書類について立入検査をさせること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

別表第2農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第1号中「農業振興地域の整備に関する法律」の次に「(昭和44年法律第58号)」を加え、同欄第8号中「農地法による不動産登記に関する政令」の次に「(昭和28年政令第173号)」を加え、同欄第10号中「監督処分をすること」の次に「(農林水産省所管に係る海岸保全区域に限る。))」を加え、同欄第11号中「行わせること」の次に「(農林水産省所管に係る海岸保全区域に限る。))」を加え、同欄第12号中「求めること」の次に「(農林水産省所管に係る海岸保全区域に限る。))」を加え、同欄第16号中「森林組合法」の次に「(昭和53年法律第36号)」を加え、同欄第17号中「租税特別措置法施行規則」の次に「(昭和32年大蔵省令第15号)」を加え、同欄第25号中「沖縄振興開発金融公庫法」の次に「(昭和47年法律第31号)」を加え、同欄第26号中「県営林規則」を「沖縄県県営林管理規則(昭和47年沖縄県規則第86号。以下「県営林規則」という。))」に改め、同欄に次の25号を加える。

37 漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項及び沖縄県漁業調整規則(昭和47年沖縄県規則第143号)第5条の規定に基づき、漁業の許可をすること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

38 沖縄県漁業調整規則第9条第2項の規定に基づき、許可証の写しの記載内容が漁業許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該漁業許可証を行政庁に提出中である旨を証明すること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

39 沖縄県漁業調整規則第14条第1項の規定に基づき、漁業の許可の内容の変更を許可すること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

40 沖縄県漁業調整規則第17条の規定に基づき、漁業許可証の書換え交付及び再交付をすること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

41 漁船法第4条第1項の規定に基づき、動力漁船の建造若しくは改造を許可し、又はその内容の変更を許可すること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

42 漁船法第4条第6項の規定に基づき、動力漁船の建造又は改造の変更を許可すること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

43 漁船法第6条第2項の規定に基づき、動力漁船の建造又は改造の許可期間の延長を許可すること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

44 漁船法第7条第1項の規定に基づき、動力漁船の建造又は改造の許可を取り消すこと(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

45 漁船法第8条の規定に基づき、動力漁船の工事完成後の認定をすること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

46 漁船法第10条第1項及び第17条第3項の規定に基づき、漁船原簿に登録し、又はその変更の登録をすること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

47 漁船法第13条の規定に基づき、漁船登録票を検認すること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

48 漁船法第19条の規定に基づき、漁船の登録を取り消すこと(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

49 漁船法第21条の規定に基づき、漁船の登録の謄本を交付すること(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。))。

- 50 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定に基づき、遊漁船業者の登録をすること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 51 遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項の規定に基づき、遊漁船業者の登録を拒否すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 52 遊漁船業の適正化に関する法律第6条第2項の規定に基づき、遊漁船業者の登録を拒否した旨を申請者に通知すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 53 遊漁船業の適正化に関する法律第7条第1項の規定に基づき、遊漁船業者の申請事項の変更に係る届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 54 遊漁船業の適正化に関する法律第8条の規定に基づき、遊漁船業者登録簿を一般の閲覧に供すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 55 遊漁船業の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、遊漁船業者の廃業等の届出を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 56 遊漁船業の適正化に関する法律第10条の規定に基づき、遊漁船業者の登録を抹消すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 57 遊漁船業の適正化に関する法律第11条第1項の規定に基づき、遊漁船業者の業務規程を受理すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 58 遊漁船業の適正化に関する法律第18条の規定に基づき、遊漁船業者に対し、業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 59 遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項の規定に基づき、遊漁船業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 60 遊漁船業の適正化に関する法律第19条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、遊漁船業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命じた旨を当該遊漁船業者に通知すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。
- 61 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第1条の規定に基づき、小型漁船の総トン数の測度を行うこと（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

別表第2農林土木事務所長の項委任事項の欄第1号中「指定使用」を「指定、使用」に改め、同欄第14号の3中「占有」を「占用」に改め、同表土木事務所長の項委任事項の欄第1号中「。（ダム管理区域に係るものを除く。）」を「（ダム事務所が管理する区域（以下「ダム管理区域」という。）に係るものを除く。）」に改め、同欄第25号中「施設をする」を「施設を設置する」に改め、同欄第32号中「道路交通法」の次に「（昭和35年法律第105号）」を加え、同欄第34号中「車両制限令」の次に「（昭和36年政令第265号）」を加え、同欄第36号中「車両の通行の許可の手續等を定める省令」の次に「（昭和36年建設省令第28号）」を加え、同欄第44号中「河川法」の次に「（昭和39年法律第167号）」を加え、同欄第54号の3中「河川法施行令」の次に「（昭和40年政令第14号）」を加え、同欄第56号の2中「沖縄県河川管理規則」の次に「（昭和58年沖縄県規則第18号）」を加え、同欄第56号の4中「沖縄県河川流水占用料等徴収条例」の次に「（平成12年沖縄県条例第42号）」を加え、同欄第56号の6中「港湾法」の次に「（昭和25年法律第218号）」を加え、同欄第59号中「沖縄県港湾管理条例」の次に「（昭和47年沖縄県条例第55号）」を加え、同欄第60号中「使用の」を「使用を」に改め、同欄第72号の2中「港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用等の許可手續等に関する規則」の次に「（昭和47年沖縄県規則第161号）」を加え、同欄第77号の2中「調整し」を「調製し」に改め、同欄第77号の11中「国有財産法」の次に「（昭和23年法律第73号）」を加え、同欄第77号の12中「国有財産法施行令」の次に「（昭和23年政令第246号）」を加え、同欄第77号の18中「沖縄県国土交通省所管公共用財産に係る土地使用料等徴収条

例」の次に「(平成12年沖縄県条例第40号)」を加え、同欄第77号の23中「公有水面埋立法」の次に「(大正10年法律第57号)」を加え、同欄第77号の39中「砂防法」の次に「(明治30年法律第29号)」を加え、同欄第79号中「砂防法施行規程」の次に「(明治30年勅令第382号)」を加え、同欄第81号の2中「沖縄県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例」の次に「(平成15年沖縄県条例第16号)」を加え、同欄第88号中「急傾斜地災害防止法」を「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地災害防止法」という。)」に改め、同欄第99号の2中「土砂災害防止法」を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)」に改め、同欄第99号の14中「都市計画法」の次に「(昭和43年法律第100号)」を加え、同欄第111号の2中「都市計画法施行細則」の次に「(平成17年沖縄県規則第19号)」を加え、同欄第112号中「風致地区条例」を「沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和47年沖縄県条例第93号。以下「風致地区条例」という。)」に改め、同欄第115号中「土地地区画整理法」の次に「(昭和29年法律第119号)」を、「沖縄県の事務処理の特例に関する条例」の次に「(平成12年沖縄県条例第4号)」を加え、同欄第116号中「同法施行令第5条第2項第2号イ、ロ、ホ及びリ」を「沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和47年政令第186号)第5条第2項第2号イ、ロ、ホ及びチ」に改め、同欄第116号の2中「建築基準法」の次に「(昭和25年法律第201号)」を加え、同欄第119号の14中「建築基準法施行令」の次に「(昭和25年政令第338号)」を加え、同欄第119号の15中「沖縄県建築基準法施行細則」の次に「(昭和56年沖縄県規則第1号)」を加え、同欄第121号の2中「建築士法」の次に「(昭和25年法律第202号)」を加え、同欄第121号の3中「沖縄県福祉のまちづくり条例」の次に「(平成9年沖縄県条例第5号)」を加え、同欄第122号中「建設業法」の次に「(昭和24年法律第100号)」を加え、同欄第127号中「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の次に「(平成12年法律第104号)」を加え、同欄第128号の4中「第41条」を「第41条の」に改め、同欄第128号の7中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の次に「(昭和54年法律第49号)」を加え、同欄第128号の11中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の次に「(平成18年法律第91号)」を加え、同欄第129号中「屋外広告物法」の次に「(昭和24年法律第189号)」を加え、同欄第130号中「屋外広告物条例」を「沖縄県屋外広告物条例(昭和50年沖縄県条例第28号。以下「屋外広告物条例」という。)」に改め、同項専決事項の欄第1号中「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法」の次に「(昭和26年法律第97号)」を加え、同欄に次の9号を加える。

- 15 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和48年沖縄県条例第45号。以下「県営住宅管理条例」)第5条の規定に基づき、公募を行わないで入居をさせること(宮古土木事務所及び八重山土木事務所の所管区域に係るものに限る。)
- 16 県営住宅管理条例第8条の規定に基づき、入居を決定すること(宮古土木事務所及び八重山土木事務所の所管区域に係るものに限る。)
- 17 県営住宅管理条例第9条の規定に基づき、入居者の選考をすること(宮古土木事務所及び八重山土木事務所の所管区域に係るものに限る。)
- 18 県営住宅管理条例第10条の規定に基づき、入居補欠者を定め、入居者を決定すること(宮古土木事務所及び八重山土木事務所の所管区域に係るものに限る。)
- 19 県営住宅管理条例第12条の規定に基づき、入居手続をすること(宮古土木事務所及び八重山土木事務所の所管区域に係るものに限る。)
- 20 県営住宅管理条例第13条の規定に基づき、同居の承認をすること(宮古土木事務所及び八重山土木事務所の所管区域に係るものに限る。)
- 21 県営住宅管理条例第14条の規定に基づき、入居の継承を承認すること(宮古土木事務所及び八重山土木事務所の所管区域に係るものに限る。)
- 22 県営住宅管理条例第17条又は第19条第2項の規定に基づき、家賃又は敷金の減免又は猶予を決定すること(宮古土木事務所及び八重山土木事務所の所管区域に係るものに限る。)
- 23 県営住宅管理条例第19条第1項及び第3項の規定に基づき、敷金を徴収し、又は還付すること(宮古土木事務所及び八重山土木事務所の所管区域に係るものに限る。)

別表第2ダム事務所長の項委任事項の欄第1号から第3号までの規定中「支庁長」を「八重山土木事務所」に改め、同欄第3号の2中「支庁」を「八重山土木事務所」に改め、同欄第4号から第18号までの規定中「支庁長」を「八重山土木事務所」に改め、同項専決事項の欄第1号中「支庁長」を「八重山土木事

務所」に改める。

(沖縄県庁舎等管理規則の一部改正)

第3条 沖縄県庁舎等管理規則(昭和47年沖縄県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号中「並びに支庁」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「、支庁の庁舎」を削り、同号を同条第5号とし、同条第7号中「、支庁庁舎等」を削り、同号を同条第6号とする。

第3条第2項の表中

支庁庁舎等		当該支庁の総務・観光振興課長
出先機関庁舎等		当該出先機関の長
合同庁舎等	北部	名護県税事務所長
	南部	那覇県税事務所長
	三重城(男女共同参画センターの用に供する部分を除く。)	自治研修所長

を

出先機関庁舎等		当該出先機関の長
合同庁舎等	北部	名護県税事務所長
	南部	那覇県税事務所長
	宮古	宮古事務所長
	八重山	八重山事務所長
	三重城(男女共同参画センターの用に供する部分を除く。)	自治研修所長

に

改める。

第4条中「、支庁の庁舎」及び「及び支庁の庁舎」を削る。

(沖縄県財務規則の一部改正)

第4条 沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、監査委員事務局及び支庁」を「及び監査委員事務局」に改め、同条第11号を削る。

第3条の見出し中「支庁の長又は」を削り、同条第1項中「支庁又は」及び「支庁の長又は」を削り、同条第3項中「支庁の長又は」を削る。

第6条第1号中「(支庁を除く。)」を削り、同条第2号中「及び支庁」を削り、同条第3号中「支庁総務・観光振興課」を「事務所総務課」に、「支庁及び」を「事務所及び」に改め、同条第4号中「支庁県税課」を「事務所県税課」に改め、同条第5号中「県税事務所」の次に「、事務所」を加え、同条第7号中「支庁県税課」を「事務所県税課」に改める。

第9条第2項中「、支庁の総務・観光振興課」を削る。

第23条第2項中「支庁総務・観光振興課」を「事務所総務課」に改める。

第52条第2項中「支庁又は」を削る。

第53条第2項中「(支庁を除く。)」を削り、同条第5項及び第6項中「(支庁を除く。)」及び「支庁又は」を削る。

第57条中「(支庁を除く。)」及び「支庁又は」を削る

第77条の2第1項中「支庁若しくは」を削る。

第99条第1項中「(支庁を除く。）」、「支庁若しくは」、「支庁及び」及び「支庁の長又は」を削る。

第164条第1項中「及び支庁」を削る。

第168条第2項ただし書中「支庁又は」を削る。

第179条中「、支庁」及び「及び支庁」を削る。

第192条中「支庁県税課」を「事務所県税課」に、「支庁の長」を「事務所の長」に改める。

第194条の見出し及び同条第1項中「支長の長又は」を削り、同条第3項中「支庁又は」を削る。

第195条第1項中「支庁又は」を削り、「支庁総務・観光振興課」を「事務所総務課」に改め、同条第2項中「支庁又は」を削る。

第201条第1項ただし書中「支庁又は」を削る。

第209条第2項中「(支庁を除く。）」、「支庁又は」及び「支庁の長又は」を削る。

第215条第1項ただし書中「支庁若しくは」を削る。

第242条第2項中「自動車税事務所及び支庁県税課」を「事務所県税課及び自動車税事務所」に、「何支庁県税課」を「何事務所県税課」に改める。

別表第1 宮古支庁の項及び八重山支庁の項を削る。

別表第2 中

「 福祉保健所（宮古、八重山を除く。）	総務福祉班の班長	を
「 福祉保健所（宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所を除く。）	総務福祉班の班長	に、
「 水産海洋研究センター（石垣支所を除く。）	企画管理班の班長	を
「 水産海洋研究センター（支所を除く。）	企画管理班の班長	に、
「 土木事務所	庶務班の班長	を
「 土木事務所（宮古土木事務所及び八重山土木事務所を除く。）	庶務班の班長	に、
「 北部農林水産振興センター	主幹 農業水産整備課土地改良班の班長 森林整備保全課森林整備班の班長	を
「 北部農林水産振興センター	主幹 農業水産整備課土地改良班の班長 森林整備保全課森林整備班の班長	

事務所	出納管理総括 出納管理班に属する主幹又は主査 県税課長 県税課に属する主幹
-----	--

に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第6条関係)

宮古事務所総務課の出納員	農業研究センター宮古島支所 宮古福祉保健所 宮古農林水産振興センター 宮古土木事務所 下地島空港管理事務所
八重山事務所総務課の出納員	農業研究センター石垣支所 水産海洋研究センター石垣支所 八重山福祉保健所 八重山農林水産振興センター 八重山土木事務所 新石垣空港建設事務所

別表第4中

福祉保健所（宮古及び八重山を除く。）の出納員	福祉保健所の金銭分任出納員	福祉保健所に属する収入の収納に関する こと。
------------------------	---------------	---------------------------

を

北部福祉保健所、中部福祉保健所及び南部福祉保健所の出納員	北部福祉保健所、中部福祉保健所及び南部福祉保健所の金銭分任出納員	北部福祉保健所、中部福祉保健所及び南部福祉保健所に属する収入の収納に関する こと。
------------------------------	----------------------------------	--

に

改め、同表宮古支庁総務・観光振興課の出納員の項、宮古支庁県税課の出納員の項、八重山支庁総務・観光振興課の出納員の項及び八重山支庁県税課の出納員の項を削り、同表に次のように加える。

宮古事務所総務課の出納員	農業研究センター宮古島支所の金銭分任出納員	農業研究センター宮古島支所に属する収入の収納に関する こと。
	宮古福祉保健所の金銭分任出納員	宮古福祉保健所に属する収入の収納に関する こと。
	宮古農林水産振興センター及び宮古土木事務所の金銭分任出納員	宮古農林水産振興センター又は宮古土木事務所に属する使用料、手数料、入札保証金及び契約保証金の受入れ、直ちに還付する必要がある入札保証金の還付並びに公文書の写しの交付に要する費用の収納に関する こと。

	下地島空港管理事務所の金銭分任出納員	公文書の写しの交付に要する費用の収納に関すること。
宮古事務所県税課の出納員	宮古事務所県税課の金銭分任出納員	県税課に属する収入の収納に関すること。
八重山事務所総務課の出納員	農業研究センター石垣支所の金銭分任出納員	農業研究センター石垣支所に属する収入の収納に関すること。
	水産海洋研究センター石垣支所の金銭分任出納員	水産海洋研究センター石垣支所に属する収入の収納に関すること。
	八重山福祉保健所の金銭分任出納員	八重山福祉保健所に属する収入の収納に関すること。
	八重山農林水産振興センター及び八重山土木事務所の金銭分任出納員	八重山農林水産振興センター又は八重山土木事務所に属する使用料、手数料、入札保証金及び契約保証金の受入れ、直ちに還付する必要がある入札保証金の還付並びに公文書の写しの交付に要する費用の収納に関すること。
	新石垣空港建設事務所の金銭分任出納員	公文書の写しの交付に要する費用の収納に関すること。
八重山事務所県税課の出納員	八重山事務所県税課の金銭分任出納員	県税課に属する収入の収納に関すること。

別表第7中「(支庁を除く。)」を削る。

別表第7の2中「支庁又は」を削る。

別表第8給与その他の給付及び児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく児童手当(ただし、次項の経費を除く。)の項中「支庁及び」を削り、同表交際に要する経費の項中

「
警察本部 各部庶務担当課庶務担当係長
(警察署にあつては庶務担当係長)
支庁 総務・観光振興課総務観光振興班
の班長
」を

「
警察本部 各部庶務担当課庶務担当係長
(警察署にあつては、庶務担当係長)
」に改める。

様式第13号(その2)中「支庁又は」を削り、「支庁長
かい長 印を

「かい長 印」に改める。

様式第15号中 「沖縄県知事
かい長 を かい長
支庁の長」 に改める。

様式第20号(その1)中「又は支庁」を削り、
〔沖縄県会計管理者又は支庁出納員〕殿を

〔沖縄県会計管理者〕殿に、
〔沖縄県会計管理者〕殿を〔沖縄県会計管理者〕殿に改める。
〔支庁出納員 金銭分任出納員 受託者〕
〔金銭分任出納員 受託者〕

様式第28号の2中
〔自動車税事務所 宮古支庁県税課 八重山支庁県税課〕を
〔宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 自動車税事務所〕に、

〔自動車税事務所 宮古支庁県税課 出納員 殿を 八重山支庁県税課 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 出納員 殿に改める。 自動車税事務所〕

様式第32号(その2)中「支庁又は」及び「支庁長又は」を削る。

様式第33号(その2)中「支庁又は」を削り、
〔支庁長又は かい長〕を 〔かい長〕に改める。
〔はかい長〕

様式第34号(その2)中「又は支庁」を削り、
〔支庁の長又は かい長〕を 〔かい長〕に改める。
〔はかい長〕

様式第35号中「支庁の長 殿を「かい長 殿に改める。
かい長〕

様式第36号(その2)中「支庁又は」を削り、
〔支庁長又は かい長〕を 〔かい長〕に、
〔はかい長〕

「支庁又はかい出納員 殿」を「かい出納員 殿」に改める。

様式第36号(その4)中「支庁又は」を削り、
〔支庁長又は かい長〕を 〔かい長〕に、
〔はかい長〕

「支庁の長又はかい長 殿」を「かい長 殿」に、
「支庁の出納員 殿を「かい出納員 殿に改める。
かい出納員〕

様式第36号(その5)中「支庁又は」を削り、
〔長〕を 〔かい長〕に、
「支庁又はかい出納員 殿」を「かい出納員 殿」に改める。

様式第42号中「支庁又は」を削る。

様式第43号中「かいをかいに改める。
支庁」

様式第47号（その2）及び様式第47号の2（その2）中「支庁又は」を削り、

「支庁長
かい長」を「かい長」に改める。

様式第48号（その2）中「又は支庁」を削り、「かい長又は支庁長」を「かい長」に改める。

様式第49号（その2）中「支庁又は」を削り、「支庁長かい長」を「かい長」に改める。

様式第50号及び様式第51号中「支庁又は」を削る。

様式第53号（その1）中「沖縄県知事支庁の長かい長」を「沖縄県知事かい長」に、「沖縄県知事かい長支庁の長」を「沖縄県知事かい長」に改める。

様式第53号（その2）中「、支庁の長」を削り、「沖縄県知事かい長支庁の長」を「沖縄県知事かい長」に改める。

様式第54号（その1）中「沖縄県知事支庁の長かい長」を「沖縄県知事かい長」に改める。

様式第60号（その2）中「支庁長又は」を削り、「支庁長かい長」を「かい長」に改める。

（沖縄県税条例施行規則の一部改正）

第5条 沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「支庁の県税課」を「宮古事務所若しくは八重山事務所の県税課」に、「及び支庁長」を「並びに宮古事務所長及び八重山事務所長」に改める。

第56条中「又は支庁」を「又は宮古事務所若しくは八重山事務所」に改める。

附則第2項中「又は支庁」を「又は宮古事務所若しくは八重山事務所」に改める。

第5号様式中「沖縄県税事務所長支庁長」を「沖縄県自動車税事務所長事務所長」に改める。

第6号様式から第9号様式までの規定中「沖縄県支庁」を「沖縄県支庁」に、「沖縄県支庁」を「沖縄県支庁」に改める。

「沖縄県支庁」を「沖縄県支庁」に改める。

第10号様式中「沖縄県支庁」を「沖縄県自動車税事務所」に、「支庁」を「事務所」に改める。

「支庁」を「事務所」に改める。

第11号様式中「沖縄県支庁」を「沖縄県支庁」に、「支庁」を「事務所」に改める。

支 庁」 事 務 所」

「 沖縄県 県税事務所出納員 殿 を 「 沖縄県 県税事務所出納員 殿 に改める。
支 庁 県 税 課 」 事 務 所 県 税 課 出 納 員 」

第13号様式中 「 沖縄県 税事務所 を 「 沖縄県 自動車税事務所 に、
支 庁 」 事 務 所 」

「 沖縄県 税事務所出納員 殿 を 「 沖縄県 自動車税事務所出納員 殿 に改める。
支 庁 県 税 課 出 納 員 」 事 務 所 県 税 課 出 納 員 」

第14号様式中 「 沖縄県 税事務所 を 「 沖縄県 自動車税事務所 に、
支 庁 」 事 務 所 」

「 沖縄県 税事務所出納員 出納員 殿 を 「 沖縄県 自動車税事務所出納員 殿 に改める。
支 庁 県 税 課 出 納 員 」 事 務 所 県 税 課 出 納 員 」

第15号様式中 沖縄県 税事務所 を 沖縄県 自動車税事務所 に、
支 庁 」 事 務 所 」

「 沖縄県 税事務所出納員 殿 を 沖縄県 自動車税事務所出納員 殿 に改める。
支 庁 県 税 課 出 納 員 」 事 務 所 県 税 課 出 納 員 」

第16号様式、第17号様式及び第19号様式中 沖縄県 県税事務所 県 税 事 務 所
支 庁 長 印 を
支 庁 長 」

「 沖縄県 自動車税事務所 沖縄県 自動車税事務所 県 税 事 務 所 長 印 に改め、「(支庁)」を削る。
事 務 所 長 」

第20号様式中 沖縄県 県税事務所 県 税 事 務 所 長 殿 を 沖縄県 自動車税事務所 県 税 事 務 所 長 殿 に改める。
支 庁 長 」 事 務 所 長 」

第21号様式中 沖縄県 県税事務所 県 税 事 務 所 長 印 を 沖縄県 自動車税事務所 県 税 事 務 所 長 印 に改め、「(支
支 庁 長 」 事 務 所 長 」

庁)」を削る。

第22号様式中 「 沖縄県 県税事務所 県 税 事 務 所 長 殿 を 沖縄県 自動車税事務所 県 税 事 務 所 長 殿 に改める。
支 庁 長 」 事 務 所 長 」

第23号様式中 「 沖縄県 県税事務所 県 税 事 務 所 長 殿 を 沖縄県 自動車税事務所 県 税 事 務 所 長 殿 に改める。
支 庁 長 」 事 務 所 長 」

第24号様式中 「 沖縄県 県税事務所 県 税 事 務 所 長 印 を 「 沖縄県 県税事務所 県 税 事 務 所 長 印 に改め、「(支
支 庁 長 」 事 務 所 長 」

庁)」を削る。

第25号様式中 「 沖縄県 県税事務所 県 税 事 務 所 長 印 を 沖縄県 自動車税事務所 県 税 事 務 所 長 印 に改め、「(支
支 庁 長 」 事 務 所 長 」

庁)」を削る。

第26号様式中 「 沖縄県 県税事務所 県 税 事 務 所 長 印 を 沖縄県 自動車税事務所 県 税 事 務 所 長 印 に改め、「(支
支 庁 長 」 事 務 所 長 」

庁)」を削る。

第27号様式中 「 沖縄県 県税事務所 県 税 事 務 所 長 印 を 「 沖縄県 県税事務所 県 税 事 務 所 長 印 に改める。
支 庁 長 」 事 務 所 長 」

第28号様式、第29号様式及び第31号様式中 「沖繩県 県税事務所長 印」を
支 庁 長

「沖繩県 県税事務所長 印」に改め、「(支庁)」を削る。
事 務 所 長

第32号様式中 「沖繩県 県税事務所長 印」を「沖繩県 県税事務所長 印」に改める。
支 庁 長 事 務 所 長

第33号様式及び第34号様式中 沖繩県 税事務所長 殿 を 沖繩県 自動車税事務所長 殿
支 庁 長 事 務 所 長

に改める。

第35号様式及び第36号様式中 「県税事務所長 印」を「自動車税事務所長 印」に改める。
税 事 務 所 長 支 庁 長 事 務 所 長

第37号様式中 「沖繩県 県税事務所長 殿」を「沖繩県 県税事務所長 殿」に改める。
支 庁 長 事 務 所 長

第39号様式中 「沖繩県 県税事務所長 印」を「沖繩県 自動車税事務所長 印」に改め、「(支
支 庁 長 事 務 所 長

庁)」を削る。

第40号様式中 「沖繩県 県税事務所長 印」を「沖繩県 県税事務所長 印」に改める。
支 庁 長 事 務 所 長

第41号様式中 「沖繩県 県税事務所長 印」を「沖繩県 県税事務所長 印」に改め、「(支
支 庁 長 事 務 所 長

庁)」を削る。

第42号様式中 「沖繩県 県税事務所長 支 庁 長」を「沖繩県 県税事務所長 事 務 所 長」に改める。

第43号様式から第45号様式までの規定中 「沖繩県 県税事務所長 印」を
支 庁 長

「沖繩県 県税事務所長 印」に改め、「(支庁)」を削る。
事 務 所 長

第46号様式から第48号様式までの規定中 「沖繩県 県税事務所長 印」を
支 庁 長

「沖繩県 自動車税事務所長 印」に改め、「(支庁)」を削る。
事 務 所 長

第49号様式中 「沖繩県 県税事務所長 支 庁 長」を「沖繩県 自動車税事務所長 事 務 所 長」に改める。

第50号様式中 「沖繩県 県税事務所長 印」を「沖繩県 自動車税事務所長 印」に改め、「(支
支 庁 長 事 務 所 長

庁)」を削る。

第51号様式中 「沖繩県 県税事務所長 支 庁 長」を「沖繩県 自動車税事務所長 事 務 所 長」に改める。

第52号様式中 「沖繩県 県税事務所長 殿」を「沖繩県 自動車税事務所長 殿」に改める。
支 庁 長 事 務 所 長

第53号様式中 「 県税事務所長 」「 県税事務所長
 沖縄県 税事務所長 印 を 沖縄県 自動車税事務所長 印 に改め、
 支 庁 長 」 事 務 所 長 」

「(支庁)」を削る。

第54号様式中 「 所 長 」「 所 長 」「 県税事務所長
 支庁長 」 を 「 所 長 」 に、 沖縄県 税事務所長 殿 を
 支 庁 長 」

「 県 税 事 務 所 長
 沖縄県 自動車税事務所長 殿 に改める。
 事 務 所 長 」

第55号様式中 「 県税事務所長 」「 県税事務所長
 沖縄県 税事務所長 印 を 沖縄県 自動車税事務所長 印 に改める。
 支 庁 長 」 事 務 所 長 」

第56号様式中 「県税事務所長 を「県税事務所長 に改める。
 支 庁 長 」 事 務 所 長 」

第58号様式中 「県税事務所長 「県税事務所長
 税事務所長 を 自動車税事務所長 に改める。
 支 庁 長 」 事 務 所 長 」

第58号様式の2中 「沖縄県 自動車税事務所長 を「沖縄県 自動車税事務所長 に改める。
 支 庁 長 」 事 務 所 長 」

第59号様式中 「沖縄県 県税事務所長 印 を「沖縄県 県税事務所長 印 に改める。
 支 庁 長 」 事 務 所 長 」

第60号様式中 「 県税事務所長 」「 県税事務所長
 沖縄県 税事務所長 印 を 沖縄県 自動車税事務所長 印 に、
 支 庁 長 」 事 務 所 長 」

「収納通知先 「収納通知先

県税事務所 を 県 税 事 務 所 に、
 沖縄県 税 事 務 所 沖縄県 自動車税事務所
 支 庁 」 事 務 所 」

「 県税事務所出納員 「 県 税 事 務 所 出 納 員
 沖縄県 税事務所出納員殿 を 沖縄県 自動車税事務所出納員 殿 に改め、「(支庁)」を削
 支庁県税課出納員 」 事務所県税課出納員 」
 る。

第63号様式中 「沖縄県 県税事務所長殿 を「沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
 支 庁 」 事 務 所 長 」

第64号様式中 「県税事務所長 を「県税事務所長 に改める。
 支 庁 長 」 事 務 所 長 」

第66号様式中 「県税事務所長殿 を「県税事務所長 殿 に改める。
 支 庁 」 事 務 所 長 」

第69号様式の2中 「沖縄県 県税事務所長 殿 を「沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
 支 庁 長 」 事 務 所 長 」

第70号様式中 「沖縄県 県税事務所長 を「沖縄県 県税事務所長 に改める。
 支 庁 長 」 事 務 所 長 」

第71号様式中 「沖縄県 県税事務所長印 を「沖縄県 県税事務所長 印 に改め、「(支庁)」
 支 庁 長 」 事 務 所 長 」

を削る。

第71号様式の2中「沖縄県 県税事務所長 印」を「沖縄県 県税事務所長 印」に改める。

第72号様式中「沖縄県 県税事務所長 支庁長」を「沖縄県 県税事務所長 事務所長」に改める。

第73号様式中「(支庁長)」を削る。

第74号様式中「沖縄県 県税事務所長 支庁長」を「沖縄県 県税事務所長 事務所長」に改める。

第75号様式中「所(庁)長 印」を「県税事務所長 事務所長 印」に改める。

第76号様式中「沖縄県 県税事務所長 支庁長」を「沖縄県 県税事務所長 事務所長」に改める。

第77号様式中「沖縄県 県税事務所長 支庁長」を「沖縄県 県税事務所長 事務所長」に改め、

「(支庁)」を削る。

第79号様式中「沖縄県 県税事務所長 支庁長 印」を「沖縄県 県税事務所長 事務所長 印」に、

「収納通知先」 「収納通知先

を 沖縄県 県税事務所 支庁長 沖縄県 県税事務所 に、「沖縄県 県税事務所出納員 殿」を
沖縄県 県税事務所 支庁長 沖縄県 県税事務所

「沖縄県 県税事務所出納員 殿」に改め、「(支庁)」を削る。

第80号様式から第80号様式の3までの規定中「沖縄県 県税事務所長 支庁長 印」を

「沖縄県 県税事務所長 事務所長 印」に改め、「(支庁)」を削る。

第81号様式から第81号様式の4までの規定中「沖縄県 県税事務所長 支庁長 印」を

「沖縄県 県税事務所長 事務所長 印」に改める。

第81号様式の5及び第81号様式の6中「県税事務所長 支庁長 殿」を「県税事務所長 事務所長 殿」に改める。

第81号様式の7から第81号様式の9までの規定中「沖縄県 県税事務所長 支庁長 印」を

「沖縄県 県税事務所長 事務所長 印」に改め、「(支庁)」を削る。

第82号様式から第85号様式までの規定中「沖縄県 県税事務所長 支庁長 殿」を

「沖縄県 県税事務所長 事務所長 殿」に改める。

第85号様式の2中「沖縄県 県税事務所長 支庁長 殿」を「沖縄県 県税事務所長 事務所長 殿」に改める。

第86号様式中「沖縄県 県税事務所長 支庁長 印」を「沖縄県 県税事務所長 事務所長 印」に、

「収納通知先」 「収納通知先

を 沖縄県 県税事務所 支庁長 沖縄県 県税事務所 に、「沖縄県 県税事務所出納員 殿」を
沖縄県 県税事務所 支庁長 沖縄県 県税事務所

「沖縄県 県税事務所出納員 殿 に改め、「(支庁)」を削る。
事務所県税課出納員」

第87号様式中「沖縄県 県税事務所長 殿 を「沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
支庁長」事務所長」

第89号様式中「県税事務所長 を「県税事務所長 に改める。
支 庁 長」事 務 所 長」

第90号様式中「沖縄県 県税事務所長 殿 を「沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
支 庁 長」事 務 所 長」

第90号様式の2中「沖縄県 県税事務所長 殿 を「沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
支庁長」事務所長」

第91号様式中「沖縄県 県税事務所長 殿 を「沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
支 庁 長」事 務 所 長」

第92号様式中「(支庁)」を削る。

第93号様式及び第94号様式中「沖縄県 県税事務所長 殿 を「沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
支 庁 長」事 務 所 長」

第95号様式の2中「沖縄県 県税事務所長 殿 を「沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
支 庁 長」事 務 所 長」

第95号様式の3中「沖縄県 県税事務所長 印 を「沖縄県 県税事務所長 印 に改め、
支 庁 長」事 務 所 長」

「(支庁)」を削る。

第95号様式の4中「沖縄県 県税事務所長 印 を「沖縄県 県税事務所長 印 に改め、
支 所 長」事 務 所 長」

(支庁)」を削る。

第100号様式中「沖縄県 県税事務所長 印 を「沖縄県 県税事務所長 印 に改め、「(支
支 庁 長」事 務 所 長」

庁)」を削る。

第100号様式の2中「所(支庁)長 殿」を「県税事務所長 殿 に改める。
事 務 所 長」

第101号様式及び第101号様式の2中「所(支庁)長 殿」を「県税事務所長 殿 に改める。
事 務 所 長」

第102号様式及び第102号様式の2中「所(支庁)長」を「県税事務所長 に改め、
事 務 所 長」

「(支庁)」を削る。

第103号様式中「所(支庁)長 殿」を「県税事務所長 殿 に改める。
事 務 所 長」

第104号様式中「所(支庁)長」を「県税事務所長 に改め、「(支庁)」を削る。
事 務 所 長」

第111号様式中「沖縄県 県税事務所長 印 を「沖縄県 県税事務所長 印 に改め、「(支
支 庁 長」事 務 所 長」

庁)」を削る。

第112号様式から第114号様式までの規定、第116号様式及び第117号様式中

「沖縄県 県税事務所長 殿 を「沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
支 庁 長」事 務 所 長」

第126号様式中「沖縄県 県税事務所長 印 を「沖縄県 県税事務所長 印 に改め、「(支
支 庁 長」事 務 所 長」

庁)」を削る。

第166号様式中「自動車税事務所 を「自動車税事務所 に、「自動車税事務所出納員 殿 を
支 庁」事 務 所 支 庁 県 税 課 出 納 員」

「自動車税事務所出納員 殿 に、「自動車税事務所長 を「自動車税事務所長 に、

事務所県税課出納員 支庁長 事務所長
 「沖縄県 自動車税事務所長 を 沖縄県 自動車税事務所長 に改め、「(支庁)」を削り、「支庁県
 支庁長 事務所長」
 税課の窓口」を「宮古事務所若しくは八重山事務所県税課の窓口」に改める。

第166号様式の2中 「自動車税事務所 を 自動車税事務所 に、「自動車税事務所出納員 殿 を
 支 庁」を 事 務 所 に、 支庁県税課出納員 殿」を
 「自動車税事務所出納員 殿 に、「自動車税事務所長 印」を「自動車税事務所長 印」に改め、「(支
 事務所県税課出納員 支庁長 事務所長」を削り、「(支庁)」を削り、「宮古支庁及び八重山支庁」を「宮古事務所及び八重山事務所」に改める。

第171号様式中 「沖縄県 税事務所長 殿 を 沖縄県 自動車税事務所長 殿 に改める。
 支 庁 長 事 務 所 長

第175号様式中 「沖縄県 県税事務所長 印」を「沖縄県 県税事務所長 印」に、
 支 庁 長 事 務 所 長

「沖縄県 県税事務所 を 沖縄県 県税事務所 に、「沖縄県 県税事務所出納員 殿 を
 支 庁」を 事 務 所 支 庁 県 税 課

「沖縄県 県税事務所出納員 殿 に改め、「(支庁)」を削る。
 事務所県税課出納員

第181号様式中 「沖縄県 県税事務所長 印」を「沖縄県 県税事務所長 印」に、
 支 庁 長 事 務 所 長

「沖縄県 県税事務所 を 沖縄県 県税事務所 に、「沖縄県 県税事務所出納員 殿 を
 支 庁」を 事 務 所 支 庁 県 税 課

「沖縄県 県税事務所出納員 殿 に改め、「(支庁)」を削る。
 事務所県税課出納員

第185号様式中 「沖縄県 自動車税事務所長 殿 を 沖縄県 自動車税事務所長 殿 に改める。
 支 庁 長 事 務 所 長

第188号様式中 「沖縄県 税事務所長 印」を「沖縄県 自動車税事務所長 印」に改め、「(支
 支 庁 長 事 務 所 長

庁)」を削る。

第190号様式中 「県税事務所長 殿 を 県税事務所長 殿 に改める。
 支 庁 長 事 務 所 長

第191号様式中 「県税事務所長 殿 を 県税事務所長 殿 に改める。
 支 庁 長 事 務 所 長

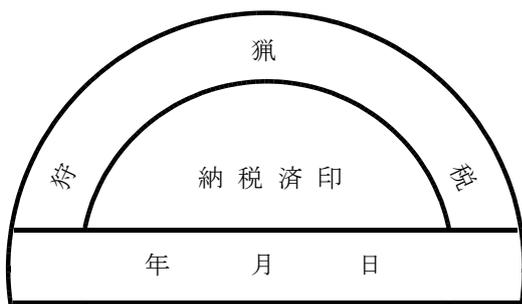
第192号様式中 「県税事務所長 殿 を 県税事務所長 殿 に改める。
 支 庁 長 事 務 所 長

第193号様式、第193号様式の3、第194号様式、第202号様式、第203号様式、第211号様式及び第212号
 様式中「(支庁)」を削る。

第215号様式中 「沖縄県 県税事務所長 殿 を 沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
 支 庁 長 事 務 所 長

第216号様式を次のように改める。

第216号様式





備考 規格は、直径3.0センチメートルとする。

(土地改良法施行細則の一部改正)

第6条 土地改良法施行細則（昭和47年沖縄県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第10条中「支庁長、」を削る。

(沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第13条中「、農林土木事務所又は支庁」を「又は農林土木事務所」に改める。

(沖縄県営林管理規則の一部改正)

第8条 沖縄県営林管理規則（昭和47年沖縄県規則第86号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「支庁長又は」を削る。

第4条中「支庁長及び」を削る。

第11条中「知事は」を「県行造林契約を締結しようとする者は」に改め、「支庁長又は」を削る。

第19条、第27条第2項、第44条第1項及び第46条中「支庁長又は」を削る。

(森林病虫害等防除法施行細則の一部改正)

第9条 森林病虫害等防除法施行細則（昭和47年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条中「所轄支庁長、」を「当該命令に係る措置を講じた場所を管轄する」に改める。

(林業種苗法施行細則の一部改正)

第10条 林業種苗法施行細則（昭和47年沖縄県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(書類の経由)

第15条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、指定採取源の所有者等に係るものにあつては当該指定採取源の所在場所を管轄する農林水産振興センター所長又は林業事務所所長を、生産事業者又は配布事業者に係るものにあつてはその者の住所地（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を管轄する農林水産振興センター所長又は林業事務所所長を経由しなければならない。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

別表第8道路上作業手当の項中「又は支庁土木建築課」を削る。

(沖縄県物品調達基金管理規則の一部改正)

第12条 沖縄県物品調達基金管理規則（昭和47年沖縄県規則第116号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び支庁」を削る。

(建築士法施行細則の一部改正)

第13条 建築士法施行細則（昭和47年沖縄県規則第146号）の一部を次のように改正する。

第23条中「又は支庁長」を削る。

(港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用等の許可手続等に関する規則の一部改正)

第14条 港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用等の許可手続等に関する規則（昭和47年沖縄県規則第161号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「なかつたとき」を「なかつたとき」に改める。

第6条中「しゅん工」を「しゅん工」に改める。

第7条中「できなくなつたとき」を「できなくなつたとき」に改める。

第8条第3号中「あつたとき」を「あつたとき」に改める。

第9条第1項第5号及び第10条第1項中「あつては」を「あつては」に改める。

第11条中「土木事務所長、支庁長又は沖縄県中城湾港建設事務所長」を「土木事務所長（中城湾港（新港地区及び西原与那原地区に限る。）に係る申請又は届出にあつては、沖縄県中城湾港建設事務所長）」に改める。

第7号様式中「あつては」を「あつては、」に改める。

第8号様式中「しゅん工」を「しゅん工」に改める。

第11号様式中「あつては」を「あつては、」に改める。

（沖縄県証紙条例施行規則の一部改正）

第15条 沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「宮古支庁長」を「宮古事務所長」に、「八重山支庁長」を「八重山事務所長」に改め、同条第4号中「宮古支庁」を「宮古事務所」に、「八重山支庁」を「八重山事務所」に改める。

（沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第16条 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、支庁長」を削る。

（沖縄県県土保全条例施行規則の一部改正）

第17条 沖縄県県土保全条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第11条中「支庁所管区域」を「沖縄県宮古事務所又は沖縄県八重山事務所の所管区域内」に、「支庁長」を「沖縄県宮古事務所長又は沖縄県八重山事務所長」に改める。

（森林組合及び森林組合連合会の報告等に関する規則の一部改正）

第18条 森林組合及び森林組合連合会の報告等に関する規則（昭和49年沖縄県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（提出書面の部数及び経由）

第19条 法又はこの規則により知事に提出する書面は、1通とする。

2 前項の書面は、当該組合の事務所の所在地を管轄する農林水産振興センター所長又は林業事務所長を経由しなければならない。

（土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部改正）

第19条 土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則（昭和49年沖縄県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第12条中「又は支庁長」を削る。

（沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第20条 沖縄県屋外広告物条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「又は支庁」を削る。

第32条を次のように改める。

（書類の部数及び経由）

第32条 この規則の規定により知事に提出する書類の部数は、2部とする。

2 前項の書類は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所を管轄する土木事務所長の長を経由しなければならない。

（沖縄県漁港管理条例施行規則の一部改正）

第21条 沖縄県漁港管理条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第13条中「支庁長、」を削る。

（沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第22条 沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例施行規則（昭和54年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「県税事務所又は支庁（以下「県税事務所等」という。）」を「県税事務所等（沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第2条第17号に掲げる県税事務所等をいう。）」に改める。

第1号様式中「沖縄県 県税事務所長 殿 を「沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
支庁長」 事 務 所 長 」

第2号様式中「沖縄県 県税事務所長 を「沖縄県 県税事務所長 に改め、同様式注1中「(支
支庁長」 事 務 所 長 」
庁)」を削る。

(沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則の一部改正)

第23条 沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則(昭和55年沖縄県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 この規則の規定により知事に提出する書類は、第4条の規定に基づく許可を受けようとする公共用財産が所在する区域を所管する土木事務所長の長を経由しなければならない。

第24条第3項中「又は支庁」を削る。

(沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第24条 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年沖縄県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「宮古支庁」を「沖縄県宮古農林水産振興センター」に、「八重山支庁」を「沖縄県八重山農林水産振興センター」に改め、同条第3項中「宮古支庁」を「沖縄県宮古農林水産振興センター」に、「八重山支庁」を「沖縄県八重山農林水産振興センター」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

第25条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和55年沖縄県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「とし、当該急傾斜地崩壊危険区域を所轄する土木事務所長又は支庁長を経由するもの」を削り、同条第2項中「又は支庁長」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 この規則の規定により知事に提出する書類は、当該急傾斜地崩壊危険区域を管轄する土木事務所長を経由するものとする。

(沖縄県建築基準法施行細則の一部改正)

第26条 沖縄県建築基準法施行細則(昭和56年沖縄県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「又は支庁」を削る。

第37条中「若しくは支庁長」を削る。

第8号様式中 「※土木事務所・支庁受付欄」 を 「※土木事務所受付欄」 に改める。

第10号様式中 「※土木事務所・支庁受付欄」 を 「※土木事務所受付欄」 に改める。

第12号様式中 「※土木事務所・支庁受付欄」 を 「※土木事務所受付欄」 に改める。

第14号様式中 「※土木事務所・支庁受付欄」 を 「※土木事務所受付欄」 に改める。

第16号様式中 「※土木事務所・支庁受付欄」 を 「※土木事務所受付欄」 に改める。

第18号様式中 「※ 土木事務所・支庁受付欄」 を 「※ 土木事務所受付欄」 に改める。

第19号様式中 「※ 土木事務所・支庁受付欄」 を 「※ 土木事務所受付欄」 に改める。

第21号様式から第23号様式までの規定中 「※ 土木事務所・支庁受付欄」 を

「※ 土木事務所受付欄」 に改める。

第24号様式中 「※土木事務所・支庁受付欄」 を 「※土木事務所受付欄」 に改める。

(沖縄県特殊病害虫防除条例施行規則の一部改正)

第27条 沖縄県特殊病害虫防除条例施行規則(昭和56年沖縄県規則第47号)の一部を次のように改正する。
第8条第1項を次のように改める。

条例第8条第1項に規定する申請書の様式は、第6号様式のとおりとする。

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の申請書は、当該発生地域が宮古農林水産振興センター又は八重山農林水産振興センターの管轄区域内にある場合には、当該農林水産振興センターを経由して提出しなければならない。

第9条第2項を次のように改める。

2 条例第9条に規定する移動計画書の様式は、第8号様式のとおりとする。

第9条に次の1項を加える。

3 前項の移動計画書は、当該発生地域が宮古農林水産振興センター又は八重山農林水産振興センターの管轄区域内にある場合には、当該農林水産振興センターを経由して提出しなければならない。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第28条 生活保護法施行細則(昭和58年沖縄県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第12号様式(別添2)(表面)中「もらつた」を「もらった」に改める。

第39号様式中「福祉事務所又は支庁」を「福祉保健所」に改める。

(沖縄県河川管理規則の一部改正)

第29条 沖縄県河川管理規則(昭和58年沖縄県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は支庁」を削る。

第4条中「、ダム事務所の長又は支庁の長」を「又はダム事務所の長」に改める。

(沖縄県海岸管理規則の一部改正)

第30条 沖縄県海岸管理規則(昭和58年沖縄県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「もつて」を「もって」に改める。

第4条第2項中「なかつたとき」を「なかったとき」に改める。

第16条及び第17条第1項中「あつては」を「あつては」に改める。

第20条中「土木事務所 of 長、農林土木事務所 of 長、支庁 of 長、沖縄県中城湾港建設事務所の長又は沖縄県中城湾港マリンタウン建設事務所の長」を「土木事務所(中城湾港(新港地区及び西原与那原地区に限る。))に係る申請書又は届出書にあつては、沖縄県中城湾港建設事務所) of 長、農林水産振興センター of 長又は農林土木事務所 of 長」に改める。

附則第2項中「よつて」を「よって」に改める。

(沖縄県公有財産規則の一部改正)

第31条 沖縄県公有財産規則(平成元年沖縄県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を削り、同項第3号中「第2条第4号」を「第2条第3号」に改め、同項中第3号

を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(地すべり等防止法施行細則の一部改正)

第32条 地すべり等防止法施行細則(平成元年沖縄県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(書類の部数及び経由)

第9条 この規則の規定により知事に提出する書類は、正副2部とする。

2 前項の書類は、当該地すべり防止区域を所管する土木事務所の長、農林水産振興センターの長、農林土木事務所の長又は林業事務所の長を経由しなければならない。

(名蔵ダム管理規則の一部改正)

第33条 名蔵ダム管理規則(平成11年沖縄県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「八重山支庁農業水産整備課長」を「沖縄県八重山農林水産振興センター所長」に改める。

第3条第1項中「名蔵川土地改良区理事長」を「石垣島土地改良区理事長」に改める。

第8条中「名蔵川土地改良区」を「石垣島土地改良区」に改める。

第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第13条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「つぎの各号に」を「次に」に改める。

第16条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第19条中「名蔵川土地改良区」を「石垣島土地改良区」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第10条、第17条関係)

通知の相手方		所在地	連絡方法
名 称	担当機関の名称		
石 垣 市 長	石垣市役所企画調整室	石垣市美崎町14番地	加入電話
沖縄県八重山警察署長	八 重 山 警 察 署	石垣市字登野城894番地の1	加入電話
石垣島土地改良区理事長	事 務 局	石垣市美崎町14番地	加入電話
沖縄県八重山土木事務所長	河 川 管 理 者	石垣市字真栄里438番地の1	加入電話

(名蔵頭首工管理規則の一部改正)

第34条 名蔵頭首工管理規則(平成11年沖縄県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「八重山支庁農業水産整備課長」を「沖縄県八重山農林水産振興センター所長」に改める。

第3条第1項中「名蔵川土地改良区理事長」を「石垣島土地改良区理事長」に改める。

第12条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第15条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第19条中「次の各号に」を「次に」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第10条、第16条関係)

通知の相手方		所在地	連絡方法
名 称	担当機関の名称		

石 垣 市 長	石垣市役所企画調整室	石垣市美崎町14番地	加入電話
沖縄県八重山警察署長	八 重 山 警 察 署	石垣市字登野城894番地の1	加入電話
石垣島土地改良区理事長	事 務 局	石垣市美崎町14番地	加入電話
沖縄県八重山土木事務所長	河 川 管 理 者	石垣市字真栄里438番地の1	加入電話

(沖縄県林地開発行為に関する規則の一部改正)

第35条 沖縄県林地開発行為に関する規則(平成12年沖縄県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第2条中「支庁長、」を削り、「とする。)」を「という。)」に改める。

第3条中「とする」を「という」に改める。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第36条 宅地建物取引業法施行細則(平成12年沖縄県規則第72号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項を次のように改める。

法、政令、省令、保証金規則及びこの規則により知事に提出すべき書類は、2部とする。

第14条第2項中「又は支庁長」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の書類は、提出する者の主たる事務所又は住所の所在地を所管する土木事務所長を経由しなければならない。

(沖縄県松くい虫の防除に関する条例施行規則の一部改正)

第37条 沖縄県松くい虫の防除に関する条例施行規則(平成14年沖縄県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条中「農林水産振興センター、林業事務所又は支庁」を「農林水産振興センター又は林業事務所」に改める。

(県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第38条 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則(平成14年沖縄県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中「県税事務所又は支庁(以下「県税事務所等」という。)」を「県税事務所等(沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号。以下「県税条例」という。))第2条第17号に掲げる県税事務所等をいう。)」に改める。

第5条第1号中「沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号。以下「県税条例」という。)」を「県税条例」に改める。

第1号様式から第8号様式までの規定中「沖縄県 県税事務所長 殿 を
支 庁 長 」

「沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
事 務 所 長 」

第9号様式中「沖縄県 県税事務所長 を「沖縄県 県税事務所長 に改め、同様式注1中
支 庁 長」 事 務 所 長」

「(支庁)」を削る。

第10号様式中「沖縄県 県税事務所長 を「沖縄県 県税事務所長 に改め、同様式注1中
支 庁 長」 事 務 所 長」

「(支庁)」を削る。

第11号様式中「沖縄県 県税事務所長 殿 を「沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
支 庁 長 」 事 務 所 長 」

(沖縄県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第39条 沖縄県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例施行規則(平成15年沖縄県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(書類の部数及び経由)

第13条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副2通とする。

2 前項の書類は、当該行為を行う砂防指定地を所管する土木事務所長を経由しなければならない。
(沖縄県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第40条 沖縄県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成15年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「沖縄県宮古支庁農林水産整備課」を「沖縄県宮古農林水産振興センター」に、「沖縄県八重山支庁農林水産整備課」を「沖縄県八重山農林水産振興センター」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第41条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年沖縄県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第38条中「支庁長、」を削る。

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第42条 農業協同組合法施行細則（平成16年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第47条ただし書中「2部（うち1部は写し）とし、当該支庁を経由して提出するもの」を「2部（2部のうち1部は、当該申請書等の写し）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 組合又は組合法人は、その地区が沖縄県宮古農林水産振興センター又は沖縄県八重山農林水産振興センターの管轄区域内にある場合には、当該農林水産振興センターを経由して申請書等を知事に提出しなければならない。

(沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第43条 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「農林水産振興センター又は支庁」を「又は農林水産振興センター」に改める。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第44条 都市計画法施行細則（平成17年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「（開発区域が宮古支庁又は八重山支庁所管区域にある場合には、当該支庁の長）」を削る。

(沖縄県石油価格調整税条例施行規則の一部改正)

第45条 沖縄県石油価格調整税条例施行規則（平成19年沖縄県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「県税事務所又は支庁」を「県税事務所等（沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第2条第17号に掲げる県税事務所等をいう。）」に改める。

第1号様式中「沖縄県 県税事務所長 殿 を 沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
支 庁 長 」 「 事 務 所 長 」

第2号様式中「県税事務所（支庁）長」を「県税事務所（事務所）長」に改め、同様式注1中「（支庁）」を削る。

第3号様式中「沖縄県 県税事務所長 殿 を 沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
支 庁 長 」 「 事 務 所 長 」

第4号様式中「県税事務所（支庁）長」を「県税事務所（事務所）長」に改め、同様式注1中「（支庁）」を削る。

第5号様式中「沖縄県 県税事務所長 殿 を 沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
支 庁 長 」 「 事 務 所 長 」

第6号様式中「県税事務所（支庁）長」を「県税事務所（事務所）長」に改める。

第7号様式中「県税事務所（支庁）長」を「県税事務所（事務所）長」に改め、同様式注1中「（支庁）」を削る。

第8号様式及び第9号様式中「県税事務所（支庁）長殿」を「県税事務所（事務所）長殿」に改める。

第10号様式から第13号様式までの規定中「沖縄県 県税事務所長 殿 を
支 庁 長 」

「沖縄県 県税事務所長 殿 に改める。
事 務 所 長 」

第14号様式（表）中「県税事務所（支庁）長」を「県税事務所（事務所）長」に改め、同様式（裏）中

「(支庁)」を削る。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第46条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成19年沖縄県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(書類の部数及び経由)

第8条 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、正副2通とする。

2 前項の書類は、当該申請書又は届出書に係る土砂災害特別警戒区域を所管する土木事務所長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第33条の規定(名蔵ダム管理規則第2条第1項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。)及び第34条の規定(名蔵頭首工管理規則第2条第1項の改正規定を除く。附則第5項において同じ。)並びに附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(沖縄県行政組織規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、第1条の規定による改正前の沖縄県行政組織規則(以下この項において「旧規則」という。)の規定により設置されている機関に勤務している者又は旧規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する第1条の規定による改正後の沖縄県行政組織規則(以下この項において「新規則」という。)の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する新規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

(沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の規定により、支庁長又は農政・農業改良普及センター所長に対して行われた申告、申請等のうち行政処分等が完結していないものについては、第2条の規定による改正後の沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の規定により、宮古事務所長及び八重山事務所長、農林水産振興センター所長又は土木事務所長に対して行われた申告、申請等とみなす。

(名蔵ダム管理規則の一部改正に伴う経過措置)

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間における第33条の規定による改正後の名蔵ダム管理規則(以下「新名蔵ダム管理規則」という。)別表第2の規定の適用については、

新名蔵ダム管理規則別表第2中 「沖縄県八重山土木事務所長 とあるのは、

「八重山支庁土木建築課長 とする。」

(名蔵頭首工管理規則の一部改正に伴う経過措置)

5 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間における第34条の規定による改正後の名蔵頭首工管理規則(以下「新名蔵頭首工管理規則」という。)別表の規定の適用については、

新名蔵頭首工管理規則別表中 「沖縄県八重山土木事務所長 とあるのは、

「八重山支庁土木建築課長 とする。」

訓 令

沖縄県訓令第2号

知 事 部 局

沖縄県新石垣空港建設事務所設置規程を次のように定める。

平成21年3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県新石垣空港建設事務所設置規程

(設置)

第1条 新石垣空港建設に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第9条の規定に基づき、土木建築部の出先機関として沖縄県新石垣空港建設事務所（以下「所」という。）を置く。

2 所の名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置
沖縄県新石垣空港建設事務所	用地総務班 建設班	石垣市

(建設現場事務所)

第2条 所の事務の一部を分掌させるため、所に建設現場事務所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
沖縄県新石垣空港建設現場事務所	石垣市

(所掌事務)

第3条 所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新石垣空港建設の計画及び調査設計に関すること。
- (2) 新石垣空港建設に係る用地取得及び補償に関すること。
- (3) 新石垣空港建設に係る関係機関、関係団体等との調整に関すること。
- (4) 新石垣空港建設に係る工事の事務検査に関すること。
- (5) 新石垣空港建設に係る工事及び委託設計の入札及び契約に関すること。
- (6) 新石垣空港建設に係る委託設計書の作成及び審査並びに委託業務の検査に関すること。
- (7) 新石垣空港建設に係る工事の検査に関すること。
- (8) その他新石垣空港の建設に関すること。
- (9) 庶務に関すること。

(職制及び職務)

第4条 所には、所長その他の職を置き、その職務は、沖縄県行政組織規則第250条の規定を準用する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第3号

知 事 部 局

沖縄県職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県職員服務規程等の一部を改正する訓令

(沖縄県職員服務規程の一部改正)

第1条 沖縄県職員服務規程(昭和47年沖縄県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「並びに組織規則第250条に規定する支庁長」を削り、同条第2号中「及び組織規則第250条に規定する課長(支庁に置く課長に限る。)」を削る。

第42条第1項中「、会計課長、宮古支庁総務・観光振興課長及び八重山支庁総務・観光振興課長」を「及び会計課長」に改める。

(沖縄県職員の被服等貸与規程の一部改正)

第2条 沖縄県職員の被服等貸与規程(昭和48年沖縄県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「県税事務所又は支庁」を「県税事務所又は宮古事務所若しくは八重山事務所」に、「、農林水産振興センター又は支庁」を「又は農林水産振興センター」に、「、病虫害防除技術センター又は支庁」を「又は病虫害防除技術センター」に、「、農業改良普及センター又は農政・農業改良普及センター」を「又は農業改良普及センター」に、「、森林資源研究センター又は支庁」を「又は森林資源研究センター」に、「、農林土木事務所又は支庁」を「又は農林土木事務所」に、「、林業事務所又は支庁」を「又は林業事務所」に、「水産課又は支庁」を「水産課又は農林水産振興センター」に、「水産業改良普及センター又は支庁」を「農林水産振興センター又は水産業改良普及センター」に改める。

(沖縄県事務決裁規程の一部改正)

第3条 沖縄県事務決裁規程(昭和48年沖縄県訓令第89号)の一部を次のように改正する。

第6条第15号中「及び支庁長」及び「、支庁長にあっては3日以内」を削る。

第8条第2項第11号中「(支庁長を除く。)」を削り、同条第3項第7号中「(支庁の所管区域内に設置された出先機関を除く。)」を削る。

(沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部改正)

第4条 沖縄県職員の駐在等に関する規程(昭和50年沖縄県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表中

病虫害防除技術センター	名護市字名護 宮古島市平良字西里 石垣市字平得	名護市 国頭郡 島尻郡(伊平屋村及び伊是名村に限る。) 宮古島市 宮古郡 石垣市 八重山郡	農作物病虫害の発生予察及び病虫害の防除業務に関すること。
北部農林水産振興センター	伊是名村字仲田 伊平屋村字我喜屋 伊江村字東江前	伊是名村 伊平屋村 伊江村	農業改良の普及指導業務に関すること。
南部農業改良普及センター	久米島町字比嘉 南大東村字南 北大東村字中野	久米島町 南大東村 北大東村	を
宮古農政・農業改良普及センター	多良間村字仲筋	多良間村	
八重山農政・農業改良普及セン	与那国町字与那国	与那国町	

ター			
北部農林水産振興センター	伊是名村字仲田 伊平屋村字我喜屋 伊江村字東江前	伊是名村 伊平屋村 伊江村	農業改良の普及指導業務に関する こと。
宮古農林水産振興センター	多良間村字仲筋	多良間村	
八重山農林水産振興センター	与那国町字与那国	与那国町	
南部農業改良普及センター	久米島町字比嘉 南大東村字南 北大東村字中野	久米島町 南大東村 北大東村	
病虫害防除技術センター	名護市字名護 宮古島市平良字西里 石垣市字平得	名護市 国頭郡 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村に限る。） 宮古島市 宮古郡 石垣市 八重山郡	農作物病虫害の発生予察及び病虫害の防除業務に関する こと。

に、

「八重山支庁」を「八重山土木事務所」に改める。
(沖縄県職員研修規程の一部改正)

第5条 沖縄県職員研修規程（昭和58年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。
第13条第1項中「並びに支庁」を削り、同条第2項中「指名し、支庁にあっては総務・観光振興課長が」を削る
第16条第2項中「及び支庁長（以下「部局長等の長」という。）」を削る。
第17条、第18条第1項、第21条第2項、第23条第2項、第24条及び第35条中「部局長等の長」を「部局長」に改める。
第1号様式中「部局長等の長」を「部局長」に改め、同様式（注）1中「及び支庁」を削る。
第2号様式中「部局長等の長」を「部局長」に改める。
(非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部改正)

第6条 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「、出納事務局会計課長又は支庁総務・観光振興課長」を「又は出納事務局会計課長」に改める。
(沖縄県職員倫理規程の一部改正)

第7条 沖縄県職員倫理規程（平成9年沖縄県訓令第34号）の一部を次のように改正する。
第8条中「支庁、」を削る。
別表八重山支庁の項及び宮古支庁の項を削る。
(沖縄県職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部改正)

第8条 沖縄県職員セクシュアル・ハラスメント防止規程（平成11年沖縄県訓令第14号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「、両支庁長」を削る。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第4号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局
収 用 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県職員表彰規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員表彰規程（昭和48年沖縄県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、両支庁長」を削る。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号 販 売 所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購 読 料 1部1箇月 1,800円</p>
--	---